

千葉市営住宅 空家入居者募集案内書

令和8年度 定期募集予定表

区分(期別)	申込期間	抽選日	入居可能日
4月分(1期)	令和8年4月1日(水)～10日(金)	4月30日(木)	7月1日(水) 【6月15日(月)※】
7月分(2期)	令和8年7月1日(水)～10日(金)	7月31日(金)	10月1日(木) 【9月15日(火)※】
10月分(3期)	令和8年10月1日(木)～10日(土)	10月30日(金)	1月1日(金) 【12月15日(火)※】
1月分(4期)	令和9年1月1日(金)～10日(日)	1月29日(金)	4月1日(木) 【3月15日(月)※】

※各期の先行入居(15日入居)は、各住戸の1位当選者で申込書類に不備がなく、公社が指定する日までに入居書類を不備なく提出した方のみ可能です。これらの条件を充たさない場合は上記入居可能日の入居になりますので、ご了承ください。

- ① 募集住宅 別紙「空家募集住宅一覧表」から選択してください。
- ② 入居申込方法 本書をお読みいただき申込資格を確認後、別紙「入居申込書」及び「住宅困窮度評価依頼書」をご記入の上必ず郵送でお申込ください。

令和8年度 再募集予定表

定期募集で申込が無かった住戸を再募集します。

(※定期募集で全ての住戸に申込があった場合は、再募集は致しませんのでご了承ください。)

(※再募集に関して、案内書等の配布は千葉市住宅供給公社のみとなりますので、ご注意ください。)

区分(期別)	申込期間	抽選日	入居可能日
5月分(1期再募集)	令和8年5月15日(金)～24日(日)	6月15日(月)	8月1日(土)
8月分(2期再募集)	令和8年8月15日(土)～24日(月)	9月15日(火)	11月1日(日)
11月分(3期再募集)	令和8年11月15日(日)～24日(火)	12月15日(火)	2月1日(月)
2月分(4期再募集)	令和9年2月15日(月)～24日(水)	3月15日(月)	5月1日(土)

市営住宅の常時募集について

先着順に入居資格の審査を行い、順次入居できる常時募集を行っております。(申込受付は公社窓口のみとなっております。)

募集住戸につきましては公社までお問い合わせください。

(※常時募集に関して、案内書等の配布は千葉市住宅供給公社のみとなりますので、ご注意ください。)



千葉市住宅供給公社

千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト第一生命ビルディング 2階

電話 (043) 301-6271 FAX (043) 301-6318

URL <http://www.cjkk.or.jp/>

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

★案内書等は千葉市住宅供給公社ホームページからダウンロードも出来ます。

★令和6年7月16日(火)から千葉市住宅供給公社は移転しました。詳細は裏表紙をご確認ください。

《目 次》

第1 申 込

1 申込から入居までの流れ(定期募集)	1
2 申込から入居までの流れ(再募集)	2
3 市営住宅の常時募集について	3
4 申込方法と注意点	4
5 住宅の種類と申込資格	
(1) 公営住宅	5
(2) 改良住宅	8
(3) 入居者資格の特例	8
6 申込時の提出書類	9
7 入居申込書の書き方	10
8 住宅困窮度の書き方	12
9 抽選番号付与方法	15
10 評価項目と採点基準 (チェックシート)・申込者 (控)	16

第2 抽 選

○ 抽選	18
------------	----

第3 入居資格審査

1 入居資格審査と必要書類	19
2 入居上の注意点	22
3 収入基準と計算方法	25
4 所得証明書・源泉徴収票等による所得金額の算出方法	34

第4 入居許可

○ 入居許可	38
--------------	----

第5 市営住宅の所在地等

1 市営住宅位置図	39
2 市営住宅一覧表	40
中央区····40 花見川区····42 稲毛区····43 若葉区····44 緑区····46 美浜区····47	
3 間取り図	48
中央区····49 花見川区····53 稲毛区····55 若葉区····59 緑区····66 美浜区····69	

・添付書類の様式

申込書(離婚予定)··73 誓約書(自家所有)··75 婚約証明書··77 居住証明書··79
給与等証明書··81 収支証明書(収支明細書)··83

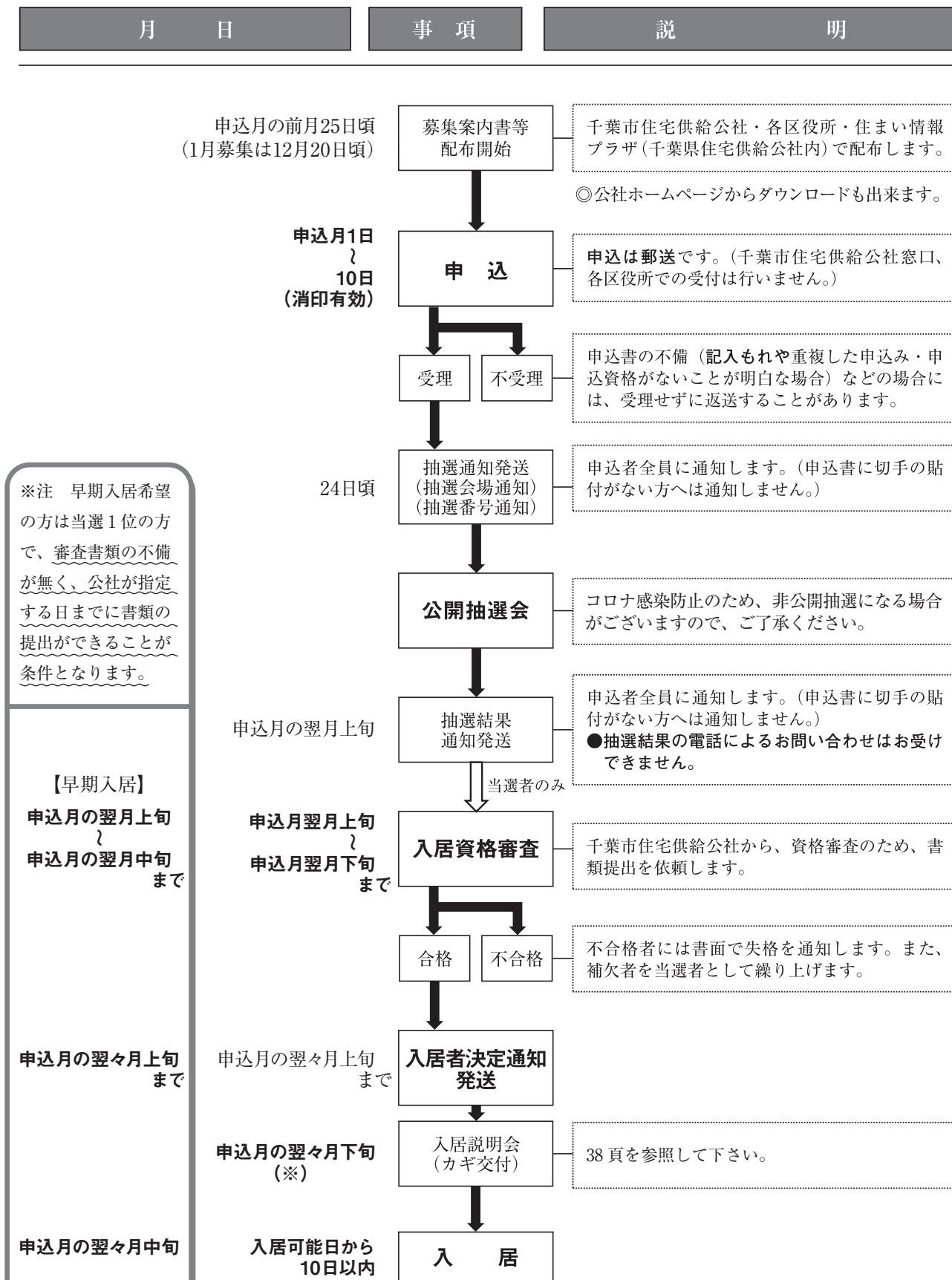
個人情報の取扱

- (1) 法令等の遵守
千葉市住宅供給公社(以下「公社」という。)は、個人情報の保護を適正に行うため、個人情報に関する法令等を遵守します。
- (2) 個人情報の取得と利用
公社が取得した個人情報は、次の利用目的の範囲内で業務遂行上必要な場合に限り、利用します。

① 市営住宅の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
② 各種情報及び連絡事項のご連絡やご案内
③ 調査・統計資料の作成
④ その他市営住宅等の管理上必要な場合
- (3) 個人情報の管理
公社は、個人情報の正確性を保持し、また個人情報の漏えい、滅失、き損等を防止するための適正な対策を講じます。
- (4) 個人情報の第三者提供
公社は、法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ることなしに、個人情報を第三者に提供しません。なお、当選者につきましては、申込者及び同居者が暴力団員でないか警察に照会することがあります。
- (5) 組織及び体制
公社は、個人情報保護管理者を設置し、個人情報の適正な管理を行うとともに職員等に個人情報の保護及び適正な管理方法について研修を実施し、個人情報の適正な取扱いを徹底します。

第1 申込

1 申込から入居までの流れ(定期募集)



※注 早期入居希望の方は当選1位の方で、審査書類の不備が無く、公社が指定する日までに書類の提出ができることが条件となります。

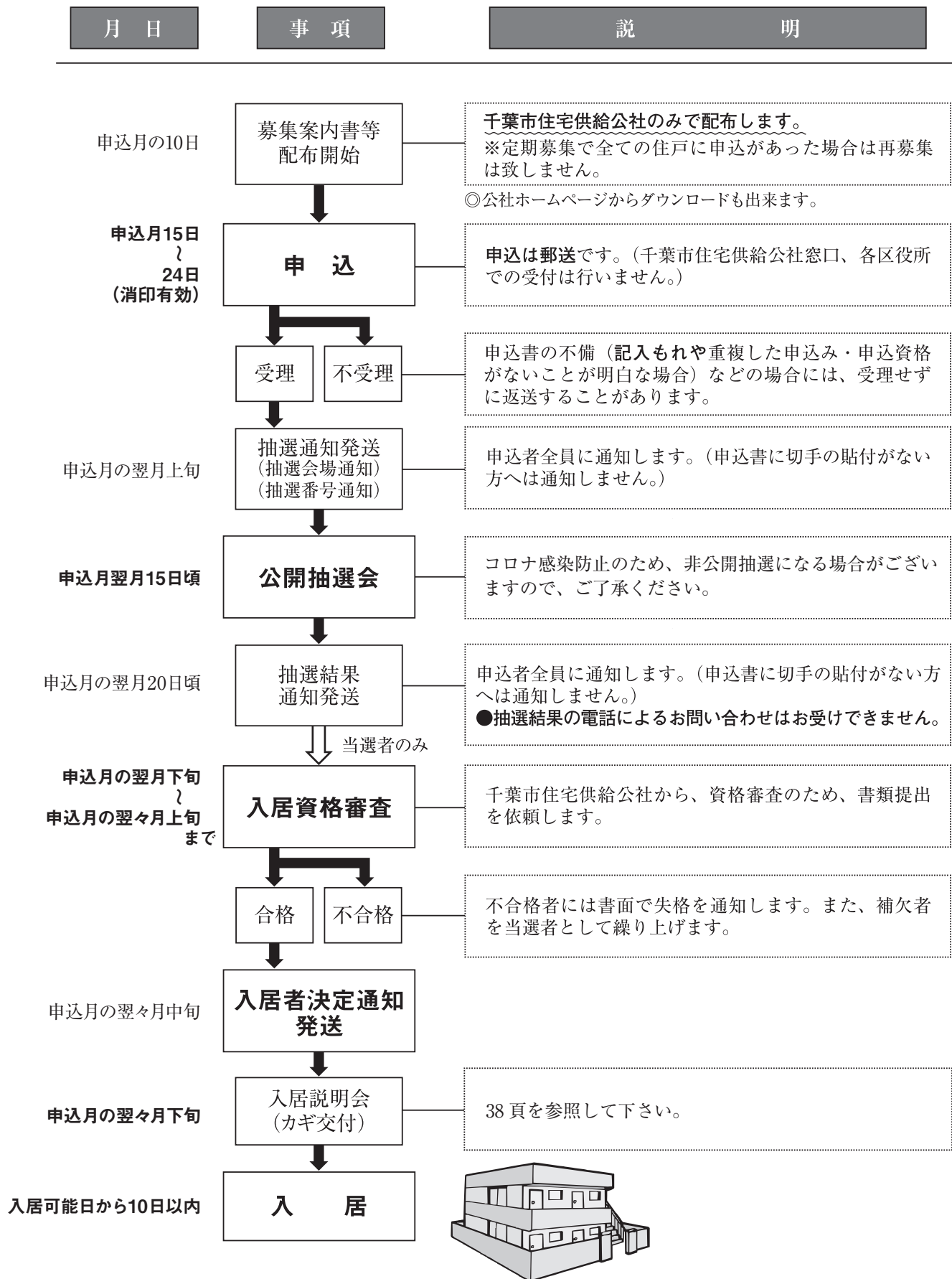
【早期入居】
 申込月の翌月上旬
 ～
 申込月の翌月中旬
 まで

申込月の翌々月上旬
 まで

申込月の翌々月中旬

※一般世帯向半年後入居住宅の場合は、入居許可日の前月下旬となります。

2 申込から入居までの流れ(再募集)



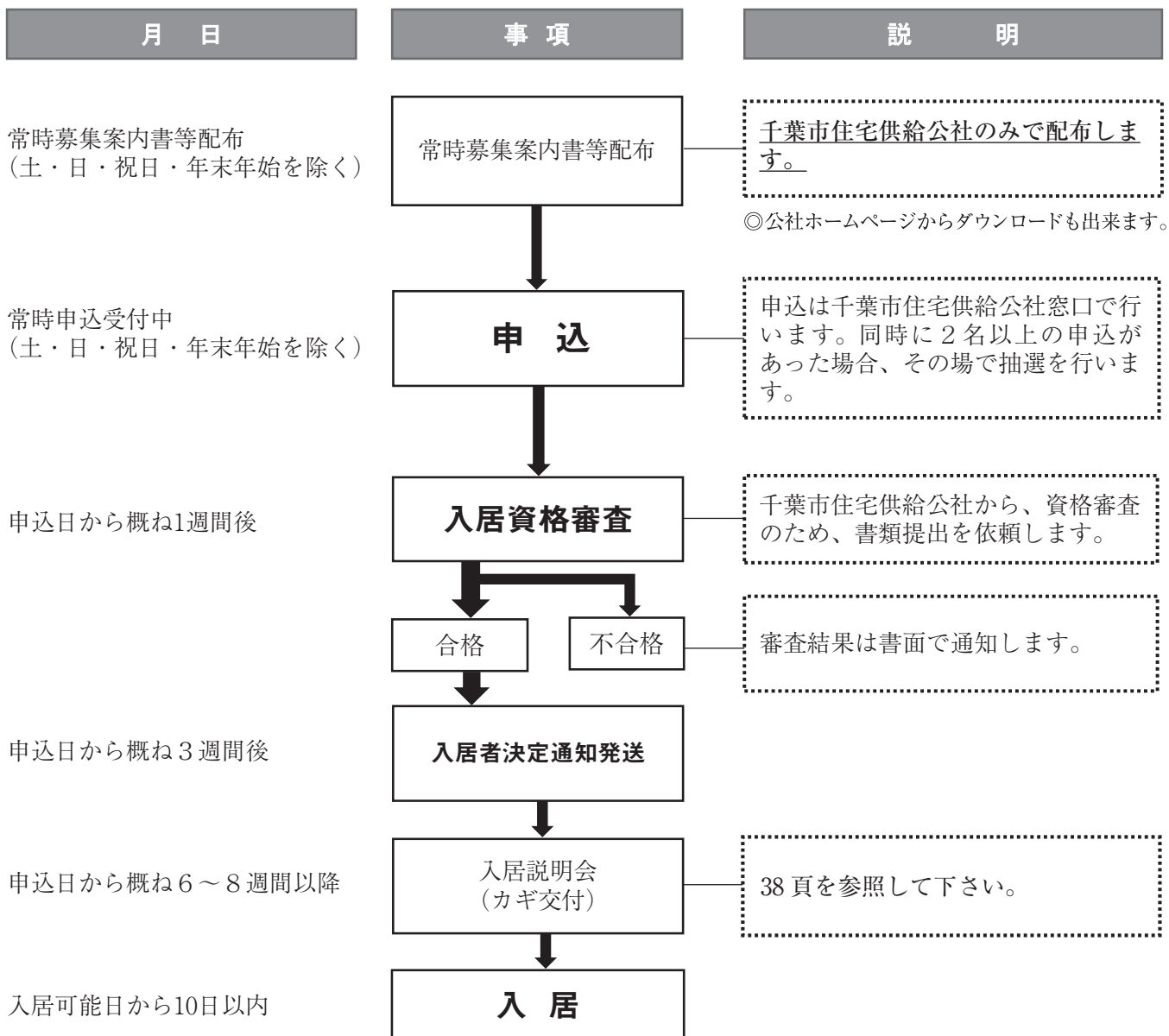
3 市営住宅の常時募集について

先着順に入居資格の審査を行い、順次入居できる募集となっております。

入居資格等は定期募集に準じます。詳細は本書5～8頁を参照してください。

- (1) **募集住戸** 常時募集一覧表のとおり
- (2) **入居可能日** 申込日から2ヵ月経過した日以降（所定の条件を満たす場合は、申込日から6週間経過した日以降）
- (3) **注意**
- 市営住宅入居申込書の先着順により受付し、後日入居資格審査を行ったうえで入居を決定します。
 - 申込み方法は、公社窓口受付のみとしますので、市営住宅入居申込書の必要事項を記載し当公社窓口へご持参ください。
 - 常時募集と定期募集（再募集含む）との重複申込みはできません。

(4) 申込みから入居までの流れ



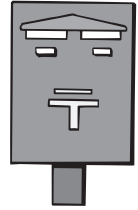
4 申込方法と注意点

(1) 申込方法は郵送

申込は専用封筒を使用し、申込期間内に到着するよう郵送して下さい。(メ切日の消印有効。)

※ メ切日の翌日以降の消印は無効です。

区役所の窓口では申込の受付はできませんので、ご注意ください。
(なお、送料は通常 140 円です。)



(2) 申込住宅の選択

募集する住宅は、別添「空家募集住宅一覧表」に記載されている住宅となります。

(3) 申込資格の確認等

住宅によって申込資格が異なりますので、申込み前に、5～8頁をご確認ください。なお、資格の基準日は申込メ切日現在となります。

- ① 収 入 基 準 入居資格に関する収入基準があります。基準を上回る方は申込みできません。
(参照：25～33頁 収入基準と計算方法)

② 原則として申込ができない方

ア. 自 家 所 有 者	登記簿上の名義人及び共有名義人。 ただし、入居可能日の前日までに自家を処分する予定の方、または差押さえ等により自家所有者でなくなる方については、他の入居資格要件を満たしていれば、申込時に自家所有者であっても申込ができます。 なお、入居可能日の直前営業日までに自家を処分したことを確認出来ない場合は、失格となります。
イ. 市 営 ・ 県 営 入 居 者	
ウ. 家 賃 滞 納	過去に家賃滞納などによる訴訟等で市営住宅を明け渡しの方は、申込みできません。

- ③ 緊 急 連 絡 先 緊急の場合、連絡のつく方1名をお届けください。

(4) 申込書類の返却

受理した入居申込書等と添付書類は、ご返却できません。

5 住宅の種類と申込資格

(1) 公営住宅

ア 一般世帯向け住宅

次の条件のすべてにあてはまること。

① 申込者が日本国籍を有する方、または、外国人で、在留資格を有し日本に1年以上居住している方。

② 申込日現在で、千葉市内に住所を有する方または、千葉市内に勤務先のある方。

③ 次の（ア）又は（イ）に該当する方

（ア）現に同居し、または同居しようとする親族（内縁関係にある方、婚約者を含む）がある方。

（内縁関係は住民票で「未届の夫」または「未届の妻」となっており、戸籍の全部事項証明書等でも他に婚姻関係がないことが確認できること。）

また、不自然に分割された親族による申込はできません。

（例）別居している夫婦・兄弟姉妹のみで両親が除かれた世帯・祖父母と孫からなる世帯等

（イ）千葉市パートナーシップ宣誓制度に基づく「パートナーシップ宣誓証明書」の交付を受けた2者で、同一の世帯で入居しようとする方。（宣誓予定も含む）

④ 現に住宅に困窮している（ア）から（ク）のいずれかの理由に該当する方。

（ア）収入に対する家賃の割合が過大である。

（イ）自己の理由によらないで家主、貸主などから立ち退きを要求されている。

（ウ）住宅がないため、勤務先から著しく遠隔地に居住している。

（エ）住宅以外の場所に居住している。

（オ）衛生上有害な建物に居住している。

（カ）ほかの世帯と同居のため、生活上不便である。

（キ）過密な居住環境にある。

（ク）住宅がないため家族と同居できない。

⑤ 収入基準内であること。（参照：25～33頁 収入基準と計算方法）

⑥ 市町村民税を滞納していないこと。

⑦ 申込者本人及び同居する親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

イ 老人世帯向け住宅

一般世帯向け住宅の申込資格の①、②、④～⑦にあてはまるほかに、以下の条件を備えていること。

① 60歳以上の申込者と次の(ア)から(ウ)のいずれかにあてはまる親族(内縁関係にある者又は婚約者を含む)のみからなる世帯。

(ア) 配偶者。

(イ) 60歳以上または18歳未満の方。

(ウ) 身体障害者手帳をお持ちの方で1級から4級までのいずれかに該当する方。

もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で1級から3級までのいずれかに該当する方または同程度の知的障害の方。

② 原則として45㎡以下または2DK以下の住宅は60歳以上の単身者も申込ができます。

ウ 車椅子使用世帯向け住宅

一般世帯向け住宅の申込資格のすべてにあてはまるほかに、以下の条件を備えていること。

申込者または同居しようとする親族のうち、少なくとも1人が次の(ア)～(エ)のいずれかに該当し、車椅子を常時使用していること。

(ア) 身体障害者手帳をお持ちの方で1級から4級までのいずれかに該当する方。

(イ) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で1級から3級までのいずれかに該当する方または同程度の知的障害の方。

(ウ) 戦傷病者として認定されている方。

(エ) 原子爆弾被爆者として認定されている方。

※身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができると認められるものについては、45㎡以下または2DK以下の住宅でなくても単身可。(9頁参照)

エ 子育て世帯を支援するための期限付住宅

(子育て世帯を支援する目的の住宅で、入居期間は10年間となります。期間満了後は住宅を明け渡していただきます。)

一般世帯向け住宅の申込資格のすべてにあてはまるほかに、以下のすべての条件を備えていること。

(ア) 申込メ切日現在において、入居申込者及びその配偶者(婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)の年齢が45歳以下であること。

(イ) 申込メ切日現在において、入居申込者又はその配偶者と現に同居し、又は同居しようとする子(満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る)がいること。

(ウ) 入居申込者及びその子が同居すること。

(エ) (ア)に規定する配偶者及び(イ)に規定する子以外の同居者がいないこと。

例) 45歳以下の夫婦と小学校卒業前の子のみからなる世帯。

45歳以下の父又は母と小学校卒業前の子のみからなる世帯。

注) 親子以外の同居者がいる、小学校を卒業した子供(中学生以上)がいる場合は申込できません。

オ 単身者向け住宅 (原則として45㎡以下または2DK以下の住宅)

(単身申込が可能な住宅を含む)

一般世帯向け住宅の申込資格の①、②、④～⑦にあてはまり、戸籍上配偶者のいない方で、次の(ア)～(コ)のいずれかの要件にあてはまること。

ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる方を除く。

- (ア) 60歳以上の方。
- (イ) 身体障害者手帳をお持ちの方で1級から4級までのいずれかに該当する方。
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で1級から3級までのいずれかに該当する方。
- (エ) (ウ)と同程度の知的障害の方。
- (オ) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付等を受けている方。(詳細についてはお問い合わせください。)
- (カ) 戦傷病者として認定されている方。
- (キ) 原子爆弾による被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方。
- (ク) 引揚者で5年を経過していない方。
- (ケ) ハンセン病療養所入居者など。
- (コ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止等法)第1条第2項に規定する「被害者」で次のいずれかに該当する方。
 - ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から5年を経過していない方。
 - ・ 裁判所へ保護命令の申立てを行った方で、その保護命令が決定してから5年を経過していない方。
 - ・ 女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている方。
 - ・ 女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている民間支援団体に対し、配偶者からの暴力の被害を受けていることを申し出たことが確認されている方。

カ 大家族向け住宅 (80㎡以上または4LDKの住宅)

一般世帯向け住宅の申込資格のすべてにあてはまるほかに、入居者及び同居の親族が6人以上の世帯。

ただし、世帯の中に60歳以上の方、または身体障害者の1級から4級までの手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている方がいる場合は、5人以上の世帯。

キ シルバーハウジング

一般世帯向け住宅の申込資格のすべてに当てはまり、かつ、自炊等が可能な程度の健康状態にあり、次のいずれかの条件にあてはまること。(要介護状態区分が「要介護3」以上の方は申込みできません。)

- (ア) いずれかが満65歳以上の夫婦からなる世帯。
- (イ) 満65歳以上の親族のみで構成される世帯。

2DK以下の住宅は、65歳以上でシルバーハウジングの入居資格を満たす単身者も申込みできます。

シルバーハウジングは、高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯の方などが安心して快適な生活ができるよう安全や利便に配慮した住宅の設備・設計を行うとともに、**生活援助員(LSA：ライフサポートアドバイザー)**による福祉サービスを適切に受けられるよう配慮された市営住宅です。

生活相談や一時的な家事援助などの福祉サービスを受けられるほか、緊急通報システムを設置していますので、利用の有無にかかわらず前年の所得税額に応じ、生活援助員派遣費用を負担していただきます。

シルバーハウジングの施設・サービスを必要としない世帯は、一般世帯向け住宅・老人世帯向け住宅に申込みください。

※入居後、世帯員の転出、死亡等の事由により「イ 老人世帯向け」「ウ 車椅子使用者世帯向け住宅」、「カ 大家族向け住宅」「キ シルバーハウジング」の入居条件が消滅した場合は、現在の住宅を明渡し、市または千葉市住宅供給公社の指定する他の市営住宅に移るか退去していただきます。また、転居等に伴う費用は自己負担となります。

(2) 改良住宅

改良住宅：白旗団地、南町団地、小中台富士見団地の一部

これらの住宅に入居の申込みをする方は、根拠となる法律が異なるため上記の公営住宅とは「収入基準」が異なりますので、**32～33頁**の改良住宅の収入基準早見表をご覧ください。

(3) 入居者資格の特例

東日本大震災において、平成23年3月11日時点で現在の避難指示区域に住所があった方は「一般世帯向け住宅の申込資格」の**④**及び**⑦**を満たす場合は、申込みできます。

※収入基準を超える方の家賃は、別添「空家募集住宅一覧表」の金額よりも高くなる場合があります。

※「現在の避難指示区域」とは、募集月の前月末日時点で、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている区域です。

※避難指示区域の詳細につきましてはお問い合わせください。

被災市街地復興特別措置法において、住宅被災市町村にお住まいで住宅に困窮されている方は特例の対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

6 申込時の提出書類

- (1) 市営住宅入居申込書（10～11頁参照）
- (2) 住宅困窮度評価依頼書（12～14頁参照）
- (3) 添付書類

次表に該当する方は、上記（1）、（2）の他に添付書類が必要です。

添付書類	該当者の説明	備考
ア 申立書(73頁)	夫又は妻と離婚協議中又は調停中の方	入居可能日の前日までに離婚が成立しない場合は、失格となります。
イ 誓約書(75頁)	所有（共有）している住宅のある方	入居可能日の前日までに所有権の移転登記が完了しなかった場合は、失格となります。
ウ 婚約証明書(77頁)	婚約者と申込みする方	入居可能日の前日までに、婚姻したことのわかる戸籍の全部事項証明書等又は婚姻届受理証明書が必要となります。婚姻が成立しなかった場合は、失格となります。
エ 申出書（様式自由）	パートナーシップ宣誓を検討中であり、パートナーと申込みする方 ※入居可能日までに、パートナーシップ宣誓証明書の交付を受ける旨、ご記入ください。	入居可能日の前日までにパートナーシップ宣誓証明書の交付がされない場合は、失格となります。
オ 身体障害者手帳のコピー（1級～4級）、精神障害者手帳のコピー（1級～3級）、療育手帳のコピーのうち該当する書類	車椅子使用世帯向け住宅を申込みする方	当選後の資格審査時に、車椅子を常時使用していることが分かる書類が必要となります。
カ 障害福祉サービス受給者証	45㎡以下または2DK以下の住宅ではない、車椅子使用世帯向け住宅を単身で申込する方	申込時に添付し、次の事項に該当する方。(1)サービス種別：重度訪問介護、(2)支給量等：重度訪問介護区分6該当者 744.0時間/月であること、(3)特記事項欄：二人介護（重度訪問介護）でないこと、(4)支給決定期間：1年間、但し65歳の場合誕生日までになっている場合あり。

※1 記入漏れや添付書類がない申込書は、受付できません。

※2 当選後に上記の状況を証明する書類を提出できない場合は、失格となります。

7 入居申込書の書き方

第1号様式

市営住宅入居申込書

千葉市住宅供給公社 理事長

令和 年 月 日

千葉市営住宅条例第8条第1項の規定により次のとおり市営住宅への入居の申込みをします。

1 ※太枠の中を記入して下さい。

フリガナ	チバ	タロウ	生年月日	年齢	性別	障害等	有・無
申込者氏名	氏 千葉	名 太郎	大(昭)平・令		男(女)	電話番号 (043)△△△-7513・なし 携帯電話 (090)△△△△-XXXX・なし	
2 現住所	〒 2 6 0 - 0 0 1 3		千葉市中央区中央3-3-1 3			メールアドレス	@
						勤務先電話	(043)△△△-0000・なし
						勤務開始日	2019年4月1日
						自営開始日	年 月 日
勤務先名	〇〇株式会社					所得の種類	4 年間総所得金額(円)
勤務先住所	千葉市中央区千葉港1-1					給与	1,491,600
現在の住宅の種類	賃貸(戸建て(アパート・マンション・UR)持家(売却予定・親族と同居中)・社宅・その他)					事業	
						年金	
						小計①	1,491,600

遠隔地扶養者 有・無

※ 性別、同居別居、障害等については、あてはまる方に○をしてください。

5 入居する親族(婚約者含む)	フリガナ		生年月日	年齢	性別	同居別居	障害等	所得の種類	年間総所得金額(円)
	氏名	続柄							
千葉 花子	千葉	ハナコ	大(昭)平・令	歳	男(女)	同居(別居)	有(無)	給与	336,500
	氏名	勤務先名称	△△・△・△△	勤務先電話	スーパー〇〇株式会社	043-000-0000	事業		
千葉 一郎	千葉	イチロウ	大(昭)平・令	歳	男(女)	同居(別居)	有(無)	給与	
	氏名	勤務先名称	□□・□・□□	勤務先電話	なし	なし	年金		
氏名	勤務先名称	大(昭)平・令	勤務先電話	男(女)	同居(別居)	有(無)	事業		
氏名	勤務先名称	大(昭)平・令	勤務先電話	男(女)	同居(別居)	有(無)	年金		
氏名	勤務先名称	大(昭)平・令	勤務先電話	男(女)	同居(別居)	有(無)	給与		
氏名	勤務先名称	大(昭)平・令	勤務先電話	男(女)	同居(別居)	有(無)	事業		
氏名	勤務先名称	大(昭)平・令	勤務先電話	男(女)	同居(別居)	有(無)	年金		
								小計②	336,500
								合計③(①+②)	1,828,100

※申込メ切日現在の年齢・状況等をご記入ください。

★印の欄は空家募集住宅一覧表を見て記入してください。○下記欄は記入しないでください。

6 ★申込団地名	★(番)	★棟	★号
轟町第1団地		1	〇〇〇

確認者	受付番号	入力者

7 切手貼付欄

85円切手を貼ってください	85円切手を貼ってください
---------------	---------------

抽選番号及び、当選・落選の通知の郵送料として、85円切手2枚を必ず貼ってください。切手が貼られていない場合、通知ができませんのでご注意ください。

- ① 障害等の有無 … 身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳（特別項症～第6項症、第1款症）の交付を受けている方は「有」に○をしてください。
- ② 現住所 … 住民票に登録済の住所を記入してください。
- ③ 勤務先名 … 申込日現在の勤務先を記入してください。
- ④ 年間総所得金額 … 25～33頁「収入基準と計算方法」及び34～37頁「所得証明書・源泉徴収票等による所得金額の算出方法」を参照のうえ計算してください。休職・休業中の場合の記載方法は、収入を0円とせず上の頁を参照のうえ計算してください。
- ⑤ 入居する親族等 … 申込者以外で、市営住宅に同居する親族等を記入してください。（婚約者又は、パートナーシップ宣誓をしている同居予定者）
- ⑥ 申込団地名 … 別紙「空家募集住宅一覧表」の中から1住戸を選択し、正確に記入してください。
- ⑦ 85円切手貼付欄 … 抽選番号及び当落通知の発送のため、郵送料として指定の位置に85円切手を2枚貼ってください。
切手が貼られていない場合は、抽選番号及び当落通知の発送はできません。

注 意 事 項

- 申込戸数 … 申込は、1世帯につき1戸に限ります。1世帯で2戸以上の申込をした場合などは、申込が無効となります。
※ 世帯構成は、市営住宅に入居する予定の家族を1世帯とみなします。仮に、申込時の世帯が別であっても、入居時に同居する者は同一世帯者として扱いますので、親子・夫婦（内縁関係にある者、婚約者を含む）等の家族それぞれの名前で申込があった場合は、申込は全て無効となります。
- 虚偽・不正 … 提出書類に虚偽、不正があることが判明した場合は、失格となります。
- 住宅の変更 … 受付後に申込住宅を1回だけ変更できます。（但し、申込期間内に限ります。本人確認ができる書類と印鑑をご持参のうえ、住宅供給公社窓口にお越しください。）

8 住宅困窮度の書き方

住宅困窮度

※募集案内書12～14頁「住宅困窮度の書き方」を参照の上、全て記入して下さい。

公社記入欄

基礎点

1

(0-2-4-5)

1 収入・家賃状況

※太枠の中をすべて記入して下さい。

①	問1	現在の年間家賃額（共益費等は除く）。月額家賃×12か月	(840,000) 円
		世帯の年間総所得金額合計。(入居申込書の年間総所得金額(合計③)を記入して下さい。また、生活保護受給中の方は"生保"に○をして下さい。)	(1,828,100) 円 (生保)

2 住宅環境 (※福島復興再生特別措置法第40条の適用を受けている方は、チェックして下さい。□)

	問2	現在、居住用以外の建物（倉庫、事務所、工場等）に住んでいますか。	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	(0-1)
②	問3	正当な理由(※)の老朽化による取り壊しによる立退きを命じられていますか。	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	(0-1)
	問4	遠距離通勤等のため、配偶者又は同居できず住宅を無くし居ており、同居を希望する予定はありますか。	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	(0-1)
	問5	現在、住んでいる住宅の専有面積は、○㎡です。また、○人で住んでいます。(面積は契約書等で確認してください。) ← ②	(35) ㎡ (3) 人	(0-3-4-5)
	問6	住宅に専用の台所・便所・浴室について、ないもの(共同を含む)に、○をつけてください。(すべてある場合は、全てありに○をつけてください。)	台所・便所・浴室 <input checked="" type="radio"/> 全てあり	(0-1-2-3)

3 世帯状況

	問7	子育て世帯 申込日現在で小学生以下、の入居予定者が○人います。(いない場合は0とご記入下さい。)	(1) 人	(0-2-3-5)
	問8	老人世帯 入居申込者が60歳以上で、同居者が配偶者又は60歳以上あるいは18歳未満の親族のみからなる世帯ですか。	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	(0-1)
	問9	心身障害者世帯等 身体障害者(1～4級)、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳(特別項症～第6項症、第1款症)の交付を受けている方がいる世帯、原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯又はハンセン病療養所入所者がいる世帯ですか。	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	(0-1)
	問10	ひとり親世帯 20歳未満の子のみとこれを現に扶養している寡婦(夫)から構成される世帯ですか。	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	(0-1)
	問11	生活保護世帯等 生活保護受給世帯、中国残留邦人等で支援給付受給世帯又は海外からの引揚者で5年を経過していない方がいる世帯ですか。	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	(0-1)
	問12	DV被害者世帯 配偶者からの暴力を受け離婚が成立していない方又は生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた方がいる世帯ですか。 【※募集案内書 12～14 頁「住宅困窮度の書き方」の③参照】	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	(0-1)
	問13	犯罪被害者世帯 犯罪被害を受けた方がいる世帯ですか。(問12のDV被害者世帯を除く) 【※募集案内書 12～14頁「住宅困窮度の書き方」の③参照】	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	(0-1)

4 その他

④	問14	連続落選回数 連続落選回数は () です。(再募集での落選を除きます。)	0回・1回・2回 <input checked="" type="radio"/> 3回以上	(0-1-2-3)
---	-----	--	--	-----------

裏面あり

- (1) 16～17頁「評価項目と採点基準(チェックシート)」でご自身のポイント(抽選番号付与数)を算定できます。申込書記載前の下書き用「自己申告(控)」として、ご利用ください。
- (2) 居住証明書(79頁)は、事前にご用意いただくと「住宅困窮度評価依頼書」の記入に役立ちます。(申込時点では提出は不要)

① 1 収入・家賃状況

- 問1 (1) 現在支払っている月額家賃(共益費を除く)×12か月で年間家賃額を算出し、入居申込書に記入した年間所得金額の計(合計③)を世帯の年間総所得金額合計欄にご記入ください。
- (2) 婚約者等世帯が分離している場合は、**申込者を基準**に算定し、母子(父子)家庭や単身申込において、申込時に住んでいる住居が、離婚した夫(妻)の契約している賃貸住宅の場合、**家賃額は算定してください**。
- (3) 賃貸住宅にお住まいで、**収入はあるが所得計算をすると0円、または全く収入が無い方**は家賃負担率を100%とみなし、5ポイント付与されます。
- (4) **次の事項に当てはまる方は、家賃額は0円となり、ポイントは付与されません。**

- ① 自家所有者で売却、取り壊し等の予定者。
- ② 生活保護受給世帯。
- ③ 親族、知人の持家に同居している方。

② 2 住宅環境

- 問3 正当な理由による立退きは、建物の老朽化等による取り壊しで、立退きまでの期間が半年以上ある立退き要求通知又は居住証明書で立退きを受けている証明ができ、かつ**正当な事由**によるものに限ります。
- 次の事項に当てはまる方は、正当な立ち退き理由には該当しません。**

- ① 家賃滞納や迷惑行為など**本人の責**によるもの。
- ② 親族、知人の持家や賃貸住宅に同居している場合で**親族等から退去を求められている方**。

- 問4 (1) 配偶者には**婚約者**も含まれます。
- (2) 遠距離通勤(公共交通機関を利用し片道2時間以上かかる場合)のため、やむを得ず単身赴任し配偶者又は子と別居している方はポイント付与の対象となります。
- 問5 (1) 婚約者等世帯が分離している場合は、**申込者を基準**に算定してください。
- (2) 申込者が、親族や知人宅に同居している場合、面積は当該住宅**すべての部分**で計算し、入居人数はその住宅に**住んでいる方の合計(申込者のみとはならない)**で最低居住面積水準を抽出します。

- 問6 (1) 現在住宅に浴室はあるが、**経済的な事情等**により浴槽・風呂釜を設置していない場合、ポイントは付与されません。
- (2) 台所、便所、浴室はあるが、**壊れて使えない状態**である場合、ポイント付与の対象となります。

③ 3 世帯状況

問8、問10については、**申込〆切日現在の年齢**が適用されます。

問10 婚姻歴のないひとり親で20歳未満の子のみを扶養している世帯も対象となります。
※20歳以上の子が含まれると対象となりません。

問12 **DV世帯**とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止等法）第1条第2項に規定する「被害者」で次のいずれかに該当する方。

- ①配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から5年を経過していない方。
- ②裁判所へ保護命令の申立てを行った方で、その保護命令が決定してから5年を経過していない方。
- ③女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている方。
- ④女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている民間支援団体に対し、配偶者からの暴力の被害を受けていることを申し出たことが確認されている方。

問13 **犯罪被害者世帯**とは、犯罪被害者等基本法第16条に規定する「犯罪被害者等」で犯罪被害により従前の住戸に居住することが困難であることが明らかであり、次のいずれかに該当する方。

- ①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方。
- ②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方。

④ 4 その他

問14 連続落選回数とは**入居申込を連続で行い、落選した回数**のことです（再募集での落選を除きます。）ただし、補欠当選となり繰上当選とならなかった場合も含みます。連続落選回数を把握していない方は、公社へお問い合わせください。

※その他ご不明な点は、公社へお問い合わせください。

9 抽選番号付与方法

受付した「住宅困窮度」の申告を下記ポイント配点表にあてはめ、ポイント数を算出し抽選番号を付与します。(1ポイント→抽選番号1コ)

したがって、申込者全員が付与される抽選番号1コ(基礎点)に、上記の算出したポイント数を加えた合計の抽選番号が付与されます。

ポイント配点表

1 収入・家賃状況

(1) 家賃負担率等	世帯所得に対する家賃負担率が著しく高い世帯	0～5点
------------	-----------------------	------

2 住宅環境

(2) 非住宅	居住用以外の建物(倉庫・事務所・工場等)に居住している	0～1点
(3) 立退き	立退要求	0～1点
(4) 世帯分離	配偶者又は子と同居できる住宅が無く別居している	0～1点
(5) 居住面積比率	著しく狭い住宅に居住している	0～5点
(6) 住宅設備	専用の台所、トイレ、浴室が無い又は共同である	0～3点

3 世帯状況

(7) 子育て世帯	小学生以下の同居者がいる	0～5点
(8) 老人世帯	入居申込者が60歳以上で、同居者が配偶者又は60歳以上あるいは18歳未満の親族のみからなる世帯	0～1点
(9) 心身障害者世帯等	身体障害者手帳(1～4級)、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳(特別項症～第6項症、第1款症)の交付を受けている方がいる世帯、原子爆弾被爆者がいる世帯又はハンセン病療養所入所者がいる世帯	0～1点
(10) ひとり親世帯	20歳未満の子のみとこれを現に扶養している寡婦(夫)から構成される世帯	0～1点
(11) 生活保護世帯等	生活保護受給世帯、中国残留邦人等で支援給付受給世帯又は海外からの引揚者で5年を経過していない方がいる世帯	0～1点
(12) DV被害者世帯	配偶者からの暴力を受け離婚が成立していない方又は生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた方がいる世帯	0～1点
(13) 犯罪被害者等世帯	犯罪被害を受けた方で従前の住宅に居住することが困難であることが明らかである方がいる世帯((12)のDV被害者世帯を除く)	0～1点

4 その他

(14) 連続落選者	千葉市営住宅申込における連続落選者(再募集での落選を除きます。)	0～3点
------------	----------------------------------	------

合計ポイント=1(基礎点)+{(1)～(14)の計} 1～31点

10 評価項目と採点基準(チェックシート)…申込者(控)

※ 12～14頁「住宅困窮度の書き方」を参照のうえご記入下さい。

1 収入・家賃状況

問1 現在の年間家賃額。※共益費は除く (月額〇〇円×12か月 円/年) … (A)

(1) 世帯全員の所得合計はいくらですか。25～26頁「収入基準と計算方法」又は、34～37頁「所得証明書・源泉徴収票等による所得金額の算出方法」参照のうえ計算してください。

(円) …… (B)

(2) 1年間の家賃 (A) ÷ 世帯全員の所得の合計 (B) × 100%を計算してください。

※ 小数点第3位を四捨五入してください。(例) 0.395 → 0.400 × 100 = 40%

50%以上	40%～50%未満	30%～40%未満	30%未満
5点	4点	2点	0点

問1 点

問1の点数を記入してください。

1 収入・家賃状況 点

2 住宅環境

問2 現在、居住用以外の建物(倉庫、事務所、工場等)に住んでいますか。

ア) はい → 1点 イ) いいえ → 0点

問2 点

問3 正当な理由による立退きを受けていますか。

ア) はい → 1点 イ) いいえ → 0点

問3 点

問4 配偶者又は子と同居できる住宅が無く別居していますか。

ア) はい → 1点 イ) いいえ → 0点

問4 点

問5 現在、住んでいる住宅の専有面積は、〇㎡です。また、〇人で住んでいます。

(1) 現在住んでいる住宅の専有面積は何㎡ですか。 () ㎡… (A)

(2) 私の世帯の最低居住面積水準は何㎡です。(下記表を参照) () ㎡… (B)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人
面積	25㎡	30㎡	40㎡	50㎡	57㎡	66.5㎡

(3) 住宅の専有面積 (A) ÷ 最低居住面積水準 (B) × 100%を計算してください。

※ 小数点第3位を四捨五入してください。(例) 0.795 → 0.800 × 100 = 80%

80%以下	80%を超え90%以下	90%を超え100%以下	100%超
5点	4点	3点	0点

問5 点

問6 住宅に専用の台所・便所・浴室が無い又は共同である場合には○をつけてください。

ア) 専用の台所が無い又は共同。 イ) 専用の便所が無い又は共同。 ウ) 専用の浴室が無い又は共同。

ア)～ウ)に3つ該当	ア)～ウ)に2つ該当	ア)～ウ)に1つ該当	該当なし
3点	2点	1点	0点

問6 点

問2～問6の合計点数を記入してください。

2 住宅環境 点

3 世帯状況

問7 申込日現在で小学生以下、の入居予定者が○人います。

3人以上	2人	1人	0人
5点	3点	2点	0点

問7	点
----	---

問8 入居申込者が60歳以上で、同居者が配偶者又は60歳以上あるいは18歳未満の親族からなる世帯ですか。

- ア) はい → 1点 イ) いいえ → 0点

問8	点
----	---

問9 身体障害者（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳（特別項症～第6項症、第1款症）の交付を受けている方がいる世帯、原子爆弾被爆者がいる世帯又はハンセン病療養所入所者がいる世帯ですか。

- ア) はい → 1点 イ) いいえ → 0点

問9	点
----	---

問10 20歳未満の子とこれを現に扶養している寡婦（夫）から構成される世帯ですか。

- ア) はい → 1点 イ) いいえ → 0点

問10	点
-----	---

問11 生活保護受給世帯、中国残留邦人等で支援給付受給世帯又は海外からの引揚者で5年を経過していない方がいる世帯ですか。

- ア) はい → 1点 イ) いいえ → 0点

問11	点
-----	---

問12 配偶者からの暴力を受け離婚が成立していない方又は生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた方がいる世帯ですか。

※ 12～14頁「住宅困窮度の書き方」の③参照

- ア) はい → 1点 イ) いいえ → 0点

問12	点
-----	---

問13 犯罪被害を受けた方で従前の住宅に居住することが困難であることが明らかである方がいる世帯ですか。

※ 12～14頁「住宅困窮度の書き方」の③参照

- ア) はい → 1点 イ) いいえ → 0点

問13	点
-----	---

問7～問13の合計点数を記入してください。 **3 世帯状況** 点

4 その他

問14 連続落選回数は○回です。（再募集での落選を除きます。）

3回以上	2回	1回	0回
3点	2点	1点	0点

問14	点
-----	---

問14の点数を記入してください。 **4 その他** 点

以上、問1～問14が評価項目及び点数になります。

合計ポイントを計算してください。（1～4の点数を記入して、計算してください。）

基礎点	+	1 収入・家賃状況	+	2 住宅環境	+	3 世帯状況	+	4 その他	=	合計ポイント
1										

(抽選番号付与数)

第2 抽 選

公開抽選により申込の当選者を決定します。当選した方には、抽選後に改めて入居資格審査を行い審査合格後に入居者として決定します。

なお、抽選会を欠席しても結果への影響はありません。

(1) 抽選番号の通知

申込期間終了後、抽選番号・抽選会の日時・場所を記載したハガキを申込書記載の現住所に送ります。

(ただし、申込書に切手が貼られていない場合は通知できません。)

(2) 公開抽選

- ① 抽選は、住宅ごとにコンピューター抽選で行います。
- ② スタートボタンを押すと番号がランダムに表示され、ストップボタンにより表示された番号が当選番号となります。
- ③ 抽選会当日、来場者の中から抽選のお手伝い（抽選番号の確認、コンピューターの操作等）をお願いします。

※ 申込者1名の場合は、抽選を行いません。

(3) 抽選結果の通知

抽選後、申込者全員に、抽選結果を申込書記載の現住所にハガキで通知します。

(ただし、申込書に切手が貼られていない場合は通知できません。)

※ 結果は、公社窓口での掲示又はホームページ（当日午後3時以降）で確認出来ます。電話による問い合わせはお受けできません。

(4) 補欠者の取扱い

あらかじめ抽選により補欠者を決定します。

当選者が辞退または失格となった場合は、当選者に繰り上げ、文書で通知します。

ただし、補欠の効力は公社指定の入居可能日の前日までとし、それまでに繰り上げがない場合は、そのまま落選となります。

抽選番号通知ハガキ

郵便はがき	
料金別納郵便	
住所	
氏名	様
令和 年度 第 期 市営住宅(空家)抽選会のお知らせ	
申込団地	向け
抽選番号	

公開抽選会の風景



抽選結果通知ハガキ

郵便はがき	
料金別納郵便	
住所	
氏名	様
令和 年度 第 期 市営住宅(空家)抽選結果のお知らせ	
申込団地	向け
抽選結果	順位 位

第3 入居資格審査

1 入居資格審査と必要書類

抽選後、当選した方の入居資格審査を行います。別途お知らせする必要書類を**提出期限**までに、住宅供給公社へ**ご持参**ください。審査時に必要な書類は、次頁のとおりです。

(1) 入居資格審査

① 審査による失格

入居資格審査により次のような場合は、失格となります。

- ア 入居資格に該当しない者が申込みした場合
- イ 申込書に事実と違うことを記載した場合
- ウ 住宅困窮度評価依頼書に事実と違うことを記載した場合
- エ 審査に必要な書類を期限までに提出しない場合

② 婚姻予定、離婚予定、パートナーシップ宣誓予定の方

婚姻または離婚予定で申込みした方は、公社指定の入居可能日の前日までに、婚姻または離婚を確認できる**戸籍の全部事項証明書**等または**婚姻届**もしくは**離婚届の受理証明書**をご提出ください。

なお、婚姻または離婚を期限までに確認できない場合は、失格となります。

- ・パートナーシップ宣誓予定で申込みした方は、公社指定の入居可能日の前日までに、**パートナーシップ宣誓証明書**（コピー）または**宣誓証明カード**（コピー）をご提出ください。

③ 未記載者の入居

申込書への記載がなかった方は、入居できません。

（申込後の出生や死亡による場合を除き、入居する方の変更は認めません。）

④ 審査後の下見

住宅の下見は、修繕等の都合上できません。

(2) 入居資格審査に必要となる書類



① 住民票等

全員	○ 世帯全員の住民票（本籍・続柄・筆頭者省略のないもの） ※ マイナンバーの記載は不要です。
	○ 戸籍の全部事項証明書等

② 収入・所得に関する証明書等

16歳以上全員 ※ 収入がない方も世帯主でない方も必要です。	最新の所得証明書 千葉県においては「市民税・県民税所得証明書」
給与所得者 ※ 正社員・派遣社員・パート・アルバイト 全て世帯主でない方も必要です	○ 在勤証明書 ○ 給与等証明書 (81頁) ※ 当会社様式。勤務先で記入・押印の上、原本を提出する。給与については、直近から勤務開始月まで1年分の証明とする。 ○ 源泉徴収票
退職した方 ※ 前年1月1日～現在までの間	※ 下記のうち、いずれか ○ 雇用保険被保険者離職票（コピー可） ○ 雇用保険受給資格者証（コピー可） ○ 退職証明書（原本・勤務先作成）
自営の方	※ 下記のうち、いずれか ○ 確定申告書のコピー2か年分（前年、前々年分） ○ 収支明細書（事業開始後1年未満の方）(83頁)
休職・休業中の方	○ 休業証明書 ○ 源泉徴収票または所得証明書 ○ 医師の診断書等

③ 納税の証明書

前年度課税された方	前年度 納税証明書（第1期は前々年度）
前年度非課税だった方	前年度 非課税証明書(第1期は前々年度) 千葉県においては「市民税・県民税所得証明書」

④ 居住実態を証明する書類

賃貸住宅に居住中の方	○ 現在の住まいの賃貸借契約書（コピー）
	○ 家賃領収証（直近3か月分・コピー） ※ 口座振替の場合は通帳のコピー
県営・市営住宅等に同居人として居住中	住宅の入居証明書 (県(市)作成)
親許など他の世帯と同居中	居住証明書 (79頁) (当会社様式。同居中の家主(世帯主)の証明) 建物登記全部事項証明書

賃貸住宅に居住中だが、契約書がない方	居住証明書 (79頁) (当公社様式。大家又は管理人作成)
居住用以外の建物(倉庫、事務所、工場等)に居住している方	
正当な理由による立退きを受けている方	
配偶者又は子と同居できる住宅が無く別居している方	各住民票、その他公社の指定する書類で確認します。

⑤ 該当する場合に提出する書類

必要となる方	書類	請求先・備考
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは療育手帳の交付を受けている方	○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳	コピー (氏名と等級が分かる面)
戦傷病者手帳(特別項症～第6項症、第1款症)の交付を受けている方	○戦傷病者手帳	コピー (氏名と項症、款症が分かる面)
原子爆弾被爆者の方	○厚生労働大臣の認定書	コピー (氏名が分かる面)
ハンセン病療養所入所者の方	○厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所の入所を証明する書類	厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所
生活保護受給世帯	○生活保護受給証明書	各区社会援護課等
中国残留邦人等で支援給付受給世帯の方	○受給を証明できる書類	各所管官庁等
海外からの引揚者で5年を経過していない方	○永住帰国者証明書又は自立支度金支給決定通知書	コピー (氏名が分かる面)
年金を受けている方 (厚生年金、国民年金などすべて)	○年金振込通知書等の通知のはがき(コピー)	日本年金機構
恩給、基金を受けている方	○恩給、基金の証書(コピー)	各所管官庁等
シルバーハウジングに申込した方	○シルバーハウジング入居資格認定のための申立書 ○課税状況届出書 ○介護保険受給者資格者証の写し	原本(当公社様式)
配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの暴力をうけた方がいる世帯	○配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けている被害者であることを証明する書類	各所管官庁等
犯罪被害を受けた方で従前の住宅に居住することが困難であることが明らかである方がいる世帯	○被害届の写し等犯罪被害者等であることが確認できる書類	警察署等
パートナーシップ宣誓をし、パートナー関係が継続している方	○パートナーシップ宣誓証明書又は宣誓証明カード(コピー)	千葉市男女共同参画課

⑥ 申出書等

必要となる方	書類	備考
全員	入居者名簿	原本(当公社様式)
单身申込の方	「单身入居の入居者資格認定のための申立書」	原本(当公社様式)
収入がない世帯の方	「今後どのように生計を立てていくかについての申立書」	任意様式

なお、状況により、審査のため、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

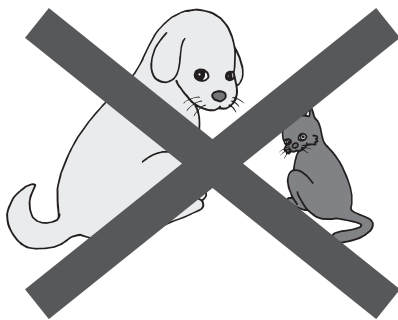
2 入居上の注意点

(1) 共同生活のルールへの順守

市営住宅では、次の行為はやめてください。

- ① 犬、猫などのペットの飼育、野良犬・猫などへの餌付け
- ② テレビやステレオなどの大音量での使用、室内で走り回る、夜間に大きな音で階段の昇降やドアの開閉を行う等、近隣の迷惑となる騒音をたてること
- ③ ゴミの分別を守らない、または室内やベランダへのゴミの放置
- ④ 団地内の決められた駐車区画以外への迷惑駐車
- ⑤ 階下への漏水（※事故を発生させた場合は、当事者間で解決してください）
- ⑥ 共用階段・通路・ベランダに物を置くこと

このような迷惑行為を行った場合は、市営住宅を明け渡していただくこともあります。



(2) 自治会活動への協力

快適な団地生活を送るため、入居者のみなさんに相互に協力をしていただくことがありますので、自治会（町内会・管理会等）への加入をお願いしております。

なお、自治会費及び共益費（入居者が共同で負担するもの）として、共同水栓、共用灯、集会場、エレベーターなどの水道料、電気料等、その他共用部分の維持管理費の経費がかかります。



(4) 駐車場

市営住宅の駐車場は次のとおりです。

団地により、管理者、使用料等の違い、空き駐車区画がない場合がありますので、申込の際はご注意ください。



市営住宅駐車場

① 駐車場がある団地

区名	団地名	月額使用料（円）
中央区	松ヶ丘町	6,510
	星久喜町第1	屋根無：6,410 屋根付：7,480
	星久喜町第2	6,410
	仁戸名町	6,410
	浜野	3,660
花見川区	千種町	5,180
	宮野木町第2	6,110
稲毛区	轟町第1	7,430
	轟町第2	7,430
	天台	7,430
	宮野木町第1	6,510
	小中台富士見	6,210
若葉区	小倉台	4,070
	千城台第1	4,070
	千城台第2	4,070
	千城台第3	4,070
	千城台第4	4,070
	千城台第5	4,070
	千城台第7	4,070
	貝塚	5,500
	桜木町	4,160
	桜木町第2	3,970
	西下田	6,410
	貝塚第2	6,410
緑区	古市場第1	3,660
	古市場第2	3,660
	誉田1丁目	4,170
	古市場第3	3,660
	鎌取	4,680
	おゆみ野第1	4,170
	おゆみ野第2	4,170
	誉田2丁目	3,870
	誉田2丁目第2	5,340
美浜区	高浜第1	6,110
	高浜第2	6,110
	高浜第3	6,110
	高浜第4	6,110

② 駐車場がない団地

下表の団地は、駐車場がありませんので、近隣の民間駐車場をご利用ください。

団地名	
白旗	南町

(5) 虚偽・不正による入居

- ① 入居後、虚偽・不正による入居が判明した場合は、入居を取り消し、住宅を明け渡していただきます。
- ② 申込者本人または同居しようとする方が、**暴力団員**である場合は、**入居できません**。
なお、入居後に暴力団員であることが判明した場合、または暴力団員になったことが判明した場合は、住宅の明け渡しの対象となります。

(6) 入居資格要件が消滅した場合

老人世帯向け住宅、車椅子利用者向け住宅、大家族世帯向け住宅及びシルバーハウジングに入居後、世帯員の転出、死亡等により、入居資格要件が消滅した場合は、その住宅を明け渡していただくか他の市営住宅に入居変更していただきます。

(7) 家賃決定のための収入申告と異動等の届出

- ① 家賃は、毎年6月頃に『収入申告』を行っていただき、「応能・応益」により翌年度の家賃額を決定いたします。
※ 「応能・応益」とは、入居者の収入（応能）と、住宅の規模・立地等（応益）により家賃が設定されることをいいます。
- ② 「収入申告」がない場合は、「近傍同種の家賃」になります。
※ 「近傍同種の家賃」とは、民間賃貸住宅と同等の家賃のことです。
- ③ 市営住宅に3年以上居住し、世帯の認定月額が入居基準を超えた方は、市営住宅を明け渡すよう努めなければならないとともに、一定の割合の額が家賃に加算されます。（収入超過者）
- ④ 市営住宅に5年以上居住し、収入超過者のなかでも特に高額の所得の方は、市営住宅を明け渡していただくこととなります。（高額所得者）
- ⑤ **家族の異動**（出生、転出、死亡等）がある場合は、届出または申請が必要となります。（※状況により家賃が変わることがあります。）
- ⑥ 入居後、疾病、退職等の事情により、家賃を納めることが非常に困難になった場合は、家賃の減免や徴収猶予制度が利用できる場合がありますので、ご相談ください。

3 収入基準と計算方法



(収入基準の早見表は 30 ~ 33 頁に記載してあります。)

(1) 給与所得者の場合に対象となる収入

会社員などの場合は、給料・ボーナス・残業代などの諸手当の合計で税金や社会保険料などを差し引く前の年間総収入金額が基準算定の対象となります。

ただし、通勤手当（一定額以下のもの）など課税対象外の給与は含みません。

【給与収入計算方法】

勤務等の状況	対象となる期間及び金額の計算方法
① 退職し、現在就職していない方	0円とする
② 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年1月1日～12月31日までの年間総収入金額 (前年分源泉徴収票の支払金額)
③ 現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、申込日現在で1年以上経過している方	申込月直近から過去1年分の総収入金額
④ 現在の勤務先に就職してから申込日現在で1年を経過していない方	$\frac{\text{収入(就職月の翌月から申込月までの総収入金額)} - \text{ボーナス}}{\text{勤務月数(就職月の翌月から申込月までの月数)}} \times 12$ + ボーナス (支給分のみ) 上記で計算される推定の年間総収入金額
⑤ 現在の勤務先に就職して、申込日現在で1か月を経過していない方	0円とする
⑥ 休職・休業中の方 (対象となるのは3か月以上、または休業終了期間の記載無しの場合)	【収入の計算式】 (休業終了期間の記載無しの場合は収入0円とする) $\text{直近年収} \times \left\{ \frac{365 - \text{休業日数}}{365} \right\} = \text{変更後年収}$ ・1年を365日とし、休業割合を算出する。 ・休業日数は実際の日数を数える。 ・休業手当がある場合は変更後年収に加算する。 ・年度を跨ぐ場合の休業日数の数え方は、 当年度: 休業開始日～3/31、 翌年度: 4/1～休業終了日とする。 ・直近年収とは、6月～12月申請は直近所得証明書で確認。1月～5月申請は源泉徴収票等で確認。 なければ、休業前3か月の収入に4を乗じて計算する。

上記により算出した収入を次のとおり所得に計算します。

給与収入金額【A】	所得金額の算出方法	
650,999円以下	0円	
651,000円～1,899,999円	収入金額 - 650,000円	
1,900,000円～3,599,999円	収入金額 ÷ 4 (千円未満切り捨て) × 4 = A	A × 70% - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		A × 80% - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000円	
8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円	

(2) 事業所得者などの場合に対象となる収入

自営業者などで税金を自主申告（納付）する方は、総収入金額から必要経費を控除した額の事業所得・利子所得・配当所得などの年間総所得金額が対象になります。

【事業所得計算方法】

事業等の状況	対象となる期間及び金額の計算方法
① 廃業し、事業を営んでいない方	0円とする
② 前年1月1日以前から申込日現在まで同じ事業を営んでいる方	前年1月1日～12月31日までの年間総所得金額 (前年分所得税確定申告書の所得額の金額)
③ 前年1月2日以降に現在の事業を開始し、1年以上経過している方	申込月から過去1年間で得た総所得金額
④ 現在の事業を開始してから申込日現在で1年を経過していない方	事業を始めた翌月から申込前月までの総収入額－必要経費 営業月数(事業を始めた翌月から申込前月までの月数) × 12 上記で計算される推定の年間総所得金額
⑤ 退職・休業中の方 (対象となるのは3か月以上、または休業終了期間の記載なしの場合)	【収入の計算式】 (休業終了期間の記載なしの場合は収入0円とする) 直近年収 × {(365－休業日数) ÷ 365} = 変更後年収 ・1年を365日とし、休業割合を算出する。 ・休業日数は実際の日数を数える。 ・休業手当がある場合は変更後年収に加算する。 ・年度を跨ぐ場合の休業日数の数え方は、 当年度：休業開始日～3/31、 翌年度：4/1～休業終了日とする。 ・直近年収とは、6月～12月申請は直近所得証明書で確認。1月～5月申請は確定申告書等で確認。 なければ、休業前3か月の収入に4を乗じて計算する。

※ 入居申込書への記載にあたっては34頁「(1) 所得証明書による所得金額の算出方法(全所得共通)」及び36頁「(3) 事業等所得の方(自営業・外交員等)」を参照してください。

(3) 年金所得者の場合に対象となる収入

国民(老齢)年金、厚生(老齢)年金、年金基金、恩給、各種共済年金などの年金で所得税が課税されるものが対象となります。

上記の年金収入を次のとおり所得に計算します。

【年金所得計算方法】

年齢	年間総収入金額	年間総所得の計算式
① 65歳以上の方	1,100,000円以下	0円
	1,100,001円～3,299,999円まで	収入金額 - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円まで	収入金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	収入金額 × 0.85 - 685,000円
② 65歳未満の方	600,000円以下	0円
	600,001円～1,299,999円まで	収入金額 - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円まで	収入金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	収入金額 × 0.85 - 685,000円

※ 入居申込書への記載にあたっては34頁「(1) 所得証明書による所得金額の算出方法(全所得共通)」及び37頁「(4) 年金を受けている方」を参照してください。

(4) 市営住宅入居申込みの収入に含まれないもの

- ・障害年金 ・労災保険金 ・生活保護法による扶助費 ・休業補償
- ・雇用保険金 ・遺族年金 ・仕送り

(5) 申込み家族の中で収入のある方が2人以上いる場合

入居しようとする家族の中に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれ上記(1)～(3)の計算方法にしたがって、年間総所得金額を算出して、合算してください。

申込者本人の 年間総所得金額	+	同居予定者の 年間総所得金額	=	合計年間総所得金額 (A)
---------------------------	---	---------------------------	---	--------------------------

(6) 各種控除の内容および控除額

① 所得から控除する金額

下表2～9の控除対象者は「所得税法上認定された方」であることが必要です。
この表は収入基準の認定月額を算出するときに必要です。

控除名	控除の内容	控除額	
1 親族控除	入居申込家族及び別居の扶養親族（申込者本人及び胎児は含みません）	1人につき 380,000円	
2 基礎控除	入居申込家族で、給与所得又は年金所得を有する方	その給与所得等を有する者1人につき10万円（給与所得等の金額の合計額が10万円未満である場合には当該合計額）	
特 別 控 除 対 象 者	3 特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢16歳以上22歳以下の方	1人につき 250,000円
	4 老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢70歳以上の方	1人につき 100,000円
	5 同一生計配偶者が70歳以上の方	所得税法上の同一生計配偶者のうち、年齢70歳以上の方	
	6 障害者控除	申込者本人及び扶養親族のうち ア 身体障害者手帳の交付を受けている方で1・2級以外の方 イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2・3級の方 ウ 中度・軽度の知的障害者の方（療育手帳表示B） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項以下の方 オ 年齢65歳以上の者で障害の程度がア～ウと同程度であることを福祉事務所長又は保健福祉センター所長より認定書の交付を受けている方	1人につき 270,000円
	7 特別障害者控除	申込者本人及び扶養親族のうち ア 身体障害者手帳の交付を受けている方で1・2級の方 イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 ウ 重度の知的障害者の方（療育手帳表示A） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までの方 オ 心神喪失の状況にある方 カ 国民年金法施行令別表の1級と同程度の方 キ 原子爆弾の被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方 ク 常に就床を要し、複雑な介護を要する者 ケ 年齢65歳以上の者で障害の程度がア～ウと同程度であることを福祉事務所長又は保健福祉センター所長より認定書の交付を受けている方	1人につき 400,000円
	8 ひとり親控除	婚姻をしていないこと、又は配偶者の生死が明らかでない方のうち、下記の要件の全てに当てはまる方。 (1) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。 (2) 生計を一にする子に関し、その年分の総所得金額等が58万円以下であること。 ただし、生計を一にする子は他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされるものを除く (3) 合計所得金額が500万円以下であること	1人につき 350,000円 (ただし、所得金額が350,000円未満である場合には当該所得金額)
	9 寡婦控除	「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる方 ・ 夫と離婚した後、婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方 ・ 夫と死別した後、婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。	1人につき 270,000円 (ただし、所得金額が270,000円未満である場合には当該所得金額)

※ 「生計を一にする」とは、別居（例えば、勤務、修学、療養等の都合上）している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

※ 世帯に、純損失、雑損失の繰越控除がある場合は、繰越分を所得額から差し引いてください。

②控除額の計算

控 除 名	控 除 額 の 計 算 方 法	
親 族 控 除	38 万円 × 人数 =	① 万円
	※ 同居親族は入居申込家族（婚約者及び内縁関係者含む）及び別居の扶養親族のうち申込者本人以外の人数です。 ※ 収入のある方も含みます。	
基 礎 控 除	0～10 万円 × 人数 =	② 万円
特 定 扶 養 親 族 控 除	25 万円 × 人数 =	③ 万円
老 人 扶 養 控 除 同一生計配偶者(70歳以上の方)	10 万円 × 人数 =	④ 万円
障 害 者 控 除	27 万円 × 人数 =	⑤ 万円
特 別 障 害 者 控 除	40 万円 × 人数 =	⑥ 万円
ひ と り 親 控 除	35 万円 × 人数 =	⑦ 万円
	ただし、その所得金額が35万円未満のときは、その所得のみ控除	
寡 婦 控 除	27 万円 × 人数 =	⑧ 万円
	ただし、その所得が 27 万円未満のときは、その所得のみ控除	
控 除 額 合 計	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=	(B) 万円

(7) 認定月額の方法

25～27頁で算出した合計年間総所得金額（A）から上記控除額合計（B）を差し引き、12で割り認定月額を計算してください。

認定月額により、家賃区分が決まり、家賃が変わります。

（認定月額による家賃は、別紙「空家募集住宅一覧表」を参照してください。）

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{合計年間} \\ \text{総所得金額 (A)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額合計} \\ \text{※ (B)} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{認定月額} \\ \hline \end{array}$$

※ 給与所得と年金所得の双方を有する者で、双方の合計が10万円を超える場合、下記の金額を給与所得から追加で控除します。（34頁「(1)所得証明書による所得金額の算出方法（全所得共通）」の場合を除く）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{給与所得控除後の給与等の金額} \\ \text{(10万円超の場合は10万円)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等に係る雑所得の金額} \\ \text{(10万円超の場合は10万円)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 10 \text{万円} \\ \hline \end{array}$$

公営住宅：認定月額が **158,000 円以下の方が** 申込対象世帯となります。

ただし、裁量階層世帯の方は、認定月額 **214,000 円以下の方まで** が申込対象世帯となります。（裁量階層世帯については次ページ参照）

改良住宅：認定月額が **114,000 円以下の方が** 申込対象世帯となります。

その他住宅：ただし、裁量階層世帯の方は、認定月額 **139,000 円以下の方まで** が申込対象世帯となります。（裁量階層世帯については次ページ参照）

家賃区分一覧表

公営住宅

階層	家賃区分	認定月額
一般階層	ア	0円～104,000円以下
	イ	104,001円～123,000円以下
	ウ	123,001円～139,000円以下
	エ	139,001円～158,000円以下
裁量階層	オ	158,001円～186,000円以下
	カ	186,001円～214,000円以下

改良住宅、その他住宅

階層	家賃区分	認定月額
一般階層	ア	0円～104,000円以下
	イ	104,001円～114,000円以下
裁量階層	イ	114,001円～123,000円以下
	ウ	123,001円～139,000円以下

(8) 裁量階層世帯について

高齢者、障害者等の真に住宅に困窮する方へ市営住宅を的確に供給するために**収入基準が一般の世帯に比べ緩和**されています。

裁量階層に該当する世帯は、下表のとおりです。

裁量階層世帯	要件
ア 心身障害者世帯	次のいずれかに該当する方がいる世帯 ①身体障害者手帳を所持し、その等級が1級～4級の方 ②精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ③知的障害者で療育手帳を所持している方 ④戦傷病者手帳を所持し、障害の程度が恩給法の特別項症～第6項症までまたは第1款症の方
イ 原子爆弾被爆者世帯	原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
ウ 引揚者世帯	海外からの引揚者で、引揚後5年以内の方がいる世帯
エ 60歳以上の世帯	世帯全員が60歳以上の世帯(18歳未満の同居者を含む場合も可)
オ ハンセン病療養所入所者世帯等	入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者等がいる世帯
カ 小学校修了前の子がいる世帯	同居者に小学校修了前の子がいる世帯 ※入居後に、対象となる子どもが中学校に就学した場合は、裁量階層世帯には該当しなくなります。
キ 戦傷病者世帯	入居者又は同居者に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表の一部に該当する方がいる場合

(9) 収入基準早見表

① 公営住宅

給与所得者の場合

	階層	家賃区分	認定月額 (収入基準額)	申込家族数(別居の扶養親族を含む)					
				年間総収入金額					
				1人	2人	3人	4人	5人	6人
収入基準	一般階層	ア	0	0	0	0	0	0	0
			104,000	2,043,999	2,583,999	3,127,999	3,663,999	4,135,999	4,611,999
		イ	104,001	2,044,000	2,584,000	3,128,000	3,664,000	4,136,000	4,612,200
			123,000	2,367,999	2,911,999	3,451,999	3,947,999	4,423,999	4,895,999
	ウ	123,001	2,368,000	2,912,000	3,452,000	3,948,000	4,424,000	4,896,000	
		139,000	2,643,999	3,183,999	3,711,999	4,187,999	4,663,999	5,135,999	
	エ	139,001	2,644,000	3,184,000	3,712,000	4,188,000	4,664,000	5,136,000	
		158,000	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999	
	裁量階層	オ	158,001	2,968,000	3,512,000	3,996,000	4,472,000	4,948,000	5,424,000
			186,000	3,447,999	3,943,999	4,415,999	4,891,999	5,367,999	5,843,999
カ	186,001	3,448,000	3,944,000	4,416,000	4,892,000	5,368,000	5,844,000		
	214,000	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999		

事業所得者の場合

	階層	家賃区分	認定月額 (収入基準額)	申込家族数(別居の扶養親族を含む)					
				年間総所得金額					
				1人	2人	3人	4人	5人	6人
収入基準	一般階層	ア	0	0	0	0	0	0	0
			104,000	1,248,011	1,628,011	2,008,011	2,388,011	2,768,011	3,148,011
		イ	104,001	1,248,012	1,628,012	2,008,012	2,388,012	2,768,012	3,148,012
			123,000	1,476,011	1,856,011	2,236,011	2,616,011	2,996,011	3,376,011
	ウ	123,001	1,476,012	1,856,012	2,236,012	2,616,012	2,996,012	3,376,012	
		139,000	1,668,011	2,048,011	2,428,011	2,808,011	3,188,011	3,568,011	
	エ	139,001	1,668,012	2,048,012	2,428,012	2,808,012	3,188,012	3,568,012	
		158,000	1,896,011	2,276,011	2,656,011	3,036,011	3,416,011	3,796,011	
	裁量階層	オ	158,001	1,896,012	2,276,012	2,656,012	3,036,012	3,416,012	3,796,012
			186,000	2,232,011	2,612,011	2,992,011	3,372,011	3,752,011	4,132,011
カ	186,001	2,232,012	2,612,012	2,992,012	3,372,012	3,752,012	4,132,012		
	214,000	2,568,011	2,948,011	3,328,011	3,708,011	4,088,011	4,468,011		

注意事項

次の場合は、収入基準早見表は使えませんので **25～28 頁** の収入基準の計算方法にあてはめて、認定月額の計算を行ってください。

- ① 申込者、同居者等に特別控除対象者 (**27 頁** 参照) がいる場合
- ② 申込者及び入居申込み親族の中で、収入のある方が 2 人以上いる場合

年金所得者の場合（65歳以上の方）

	階層	家賃区分	認定月額 (収入基準額)	申込家族数(別居の扶養親族を含む)				
				年間総収入金額				
				1人	2人	3人	4人	5人
収入基準	一般階層	ア	0	0	0	0	0	0
			104,000	2,448,011	2,828,011	3,208,011	3,684,015	4,180,014
		イ	104,001	2,448,012	2,828,012	3,208,012	3,684,016	4,180,015
			123,000	2,676,011	3,056,011	3,481,349	3,988,015	4,448,249
	ウ	123,001	2,676,012	3,056,012	3,481,350	3,988,016	4,448,250	
		139,000	2,868,011	3,248,011	3,737,349	4,227,072	4,674,131	
	エ	139,001	2,868,012	3,248,012	3,737,350	4,227,073	4,674,132	
		158,000	3,096,011	3,534,682	4,041,349	4,495,308	4,942,367	
	裁量階層	オ	158,001	3,096,012	3,534,683	4,041,350	4,495,309	4,942,368
			186,000	3,476,015	3,982,682	4,443,543	4,890,602	5,337,661
カ	186,001	3,476,016	3,982,683	4,443,544	4,890,603	5,337,662		
	214,000	3,924,015	4,391,778	4,838,837	5,285,896	5,732,955		

年金所得者の場合（65歳未満の方）

	階層	家賃区分	認定月額 (収入基準額)	申込家族数(別居の扶養親族を含む)				
				年間総収入金額				
				1人	2人	3人	4人	5人
収入基準	一般階層	ア	0	0	0	0	0	0
			104,000	2,164,015	2,670,682	3,177,349	3,684,015	4,180,014
		イ	104,001	2,164,016	2,670,683	3,177,350	3,684,016	4,180,015
			123,000	2,468,015	2,974,682	3,481,349	3,988,015	4,448,249
	ウ	123,001	2,468,016	2,974,683	3,481,350	3,988,016	4,448,250	
		139,000	2,724,015	3,230,682	3,737,349	4,227,072	4,674,131	
	エ	139,001	2,724,016	3,230,683	3,737,350	4,227,073	4,674,132	
		158,000	3,028,015	3,534,682	4,041,349	4,495,308	4,942,367	
	裁量階層	オ	158,001	3,028,016	3,534,683	4,041,350	4,495,309	4,942,368
			186,000	3,476,015	3,982,682	4,443,543	4,890,602	5,337,661
カ	186,001	3,476,016	3,982,683	4,443,544	4,890,603	5,337,662		
	214,000	3,924,015	4,391,778	4,838,837	5,285,896	5,732,955		

注意事項

次の場合は、収入基準早見表は使えませんので25～28頁の収入基準の計算方法にあてはめて、認定月額の計算を行ってください。

- ① 申込者、同居者等に特別控除対象者（27頁参照）がいる場合
- ② 申込者及び同居申込み親族の中で、収入のある方が2人以上いる場合

②改良住宅

給与所得者の場合

	階層	家賃区分	認定月額 (収入基準額)	申込家族数(別居の扶養親族を含む)				
				年間総収入金額				
				1人	2人	3人	4人	5人
収入基準	一般階層	ア	0	0	0	0	0	0
			}	}	}	}	}	}
		104,000	2,043,999	2,583,999	3,127,999	3,663,999	4,135,999	
		104,001	2,044,000	2,584,000	3,128,000	3,664,000	4,136,000	
	裁量階層	イ	114,000	2,211,999	2,755,999	3,299,999	3,811,999	4,287,999
			114,001	2,212,000	2,756,000	3,300,000	3,812,000	4,288,000
		123,000	2,367,999	2,911,999	3,451,999	3,947,999	4,423,999	
		123,001	2,368,000	2,912,000	3,452,000	3,948,000	4,424,000	
		ウ	139,000	2,643,999	3,183,999	3,711,999	4,187,999	4,663,999
			}	}	}	}	}	}

事業所得者などの場合

	階層	家賃区分	認定月額 (収入基準額)	申込家族数(別居の扶養親族を含む)				
				年間総所得金額				
				1人	2人	3人	4人	5人
収入基準	一般階層	ア	0	0	0	0	0	0
			}	}	}	}	}	}
		104,000	1,248,011	1,628,011	2,008,011	2,388,011	2,768,011	
		104,001	1,248,012	1,628,012	2,008,012	2,388,012	2,768,012	
	裁量階層	イ	114,000	1,368,011	1,748,011	2,128,011	2,508,011	2,888,011
			114,001	1,368,012	1,748,012	2,128,012	2,508,012	2,888,012
		123,000	1,476,011	1,856,011	2,236,011	2,616,011	2,996,011	
		123,001	1,476,012	1,856,012	2,236,012	2,616,012	2,996,012	
		ウ	139,000	1,668,011	2,048,011	2,428,011	2,808,011	3,188,011
			}	}	}	}	}	}

注意事項

次の場合は、収入基準早見表は使えませんので **25～28 頁** の収入基準の計算方法にあてはめて、認定月額の計算を行ってください。

- ① 申込者、同居者等に特別控除対象者 (27 頁参照) がいる場合
- ② 申込者及び入居申込み親族の中で、収入のある方が 2 人以上いる場合

年金所得者の場合（65歳以上の方）

	階層	家賃区分	認定月額 (収入基準額)	申込家族数（別居の扶養親族を含む）				
				年間総収入金額				
				1人	2人	3人	4人	5人
収入基準	一般階層	ア	0	0	0	0	0	0
			104,000	2,448,011	2,828,011	3,208,011	3,684,015	4,180,014
		イ	104,001	2,448,012	2,828,012	3,208,012	3,684,016	4,180,015
			114,000	2,568,011	2,948,011	3,337,349	3,844,015	4,321,190
	裁量階層	イ	114,001	2,568,012	2,948,012	3,337,350	3,844,016	4,321,191
			123,000	2,676,011	3,056,011	3,481,349	3,988,015	4,448,249
		ウ	123,001	2,676,012	3,056,012	3,481,350	3,988,016	4,448,250
			139,000	2,868,011	3,248,011	3,737,349	4,227,072	4,674,131

年金所得者の場合（65歳未満の方）

	階層	家賃区分	認定月額 (収入基準額)	申込家族数（別居の扶養親族を含む）				
				年間総収入金額				
				1人	2人	3人	4人	5人
収入基準	一般階層	ア	0	0	0	0	0	0
			104,000	2,164,015	2,670,682	3,177,349	3,684,015	4,180,014
		イ	104,001	2,164,016	2,670,683	3,177,350	3,684,016	4,180,015
			114,000	2,324,015	2,830,682	3,337,349	3,844,015	4,321,190
	裁量階層	イ	114,001	2,324,016	2,830,683	3,337,350	3,844,016	4,321,191
			123,000	2,468,015	2,974,682	3,481,349	3,988,015	4,448,249
		ウ	123,001	2,468,016	2,974,683	3,481,350	3,988,016	4,448,250
			139,000	2,724,015	3,230,682	3,737,349	4,227,072	4,674,131

注意事項

次の場合は、収入基準早見表は使えませんので **25～28 頁** の収入基準の計算方法にあてはめて、認定月額の計算を行ってください。

- ① 申込者、同居者等に特別控除対象者（**27 頁** 参照）がいる場合
- ② 申込者及び入居申込み親族の中で、収入のある方が 2 人以上いる場合

4 所得証明書・源泉徴収票等による所得金額の算出方法

(1) 所得証明書による所得金額の算出方法 (全所得共通)

※4月・1月申込時は、所得証明書の金額を転記することはできません。

※所得証明書は当選後、入居資格審査時にご提出していただく書類ですが、事前に取得していただきますと、所得の算出に役立ちます。(申込時点では提出は不要です)


(ア) 所得証明書の金額を、申込書にそのまま記入出来る方。

- ① 給与と所得者の方で、現在の勤め先へ就職した日が、前年1月1日以前の方
- ② 事業等(自営業、外交員等)所得の方で、現在の仕事を始めた日が、平成29年1月1日以前の方
- ③ 年金を受けている方で、前年1月1日以前から年金を受けている方

(イ) 上記以外の方は、25～26頁を参照のうえ計算して下さい。

年度 市民税・県民税 所得証明書

賦課期日住所 (1月1日)
賦課期日氏名 (1月1日)

平成 年中の合計所得金額		課 税 額																								
合計所得金額 総所得金額等 ** 以下余白 **		住民税課税額合計 (内) 市民税所得割 (内) 市民税均等割 (内) 県民税所得割 (内) 県民税均等割 ** 以下余白 **	Y0 Y0 Y0 Y0																							
所得の種類・金額 ** 以下余白 **	控除の種類・金額 ** 以下余白 **	課税標準額の種類・金額 ** 以下余白 **																								
<table border="1"> <tr> <th>該当区分等</th> <th>控除対象配偶者</th> <th>控除対象扶養親族人数</th> <th>障害人数</th> <th>本人</th> <th>該</th> <th>当</th> <th colspan="3">摘 要</th> </tr> <tr> <td></td> <td>有 一般老人 無</td> <td>特定 老人 内同居 その他</td> <td>特別 内同居 普通</td> <td>障害 特別 普通</td> <td>未 成年 者</td> <td>勤 労 学 生</td> <td>寡 婦 特 別 普 通</td> <td>寡 夫</td> <td colspan="3">** 以下余白 **</td> </tr> </table>		該当区分等	控除対象配偶者	控除対象扶養親族人数	障害人数	本人	該	当	摘 要				有 一般老人 無	特定 老人 内同居 その他	特別 内同居 普通	障害 特別 普通	未 成年 者	勤 労 学 生	寡 婦 特 別 普 通	寡 夫	** 以下余白 **			<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>千葉市長 </p>		
該当区分等	控除対象配偶者	控除対象扶養親族人数	障害人数	本人	該	当	摘 要																			
	有 一般老人 無	特定 老人 内同居 その他	特別 内同居 普通	障害 特別 普通	未 成年 者	勤 労 学 生	寡 婦 特 別 普 通	寡 夫	** 以下余白 **																	

- ① 給与と所得の方では、「給与所得」の金額を入居申込書の年間総所得金額欄にご記入ください。
- ② 事業等(自営業、外交員等)所得の方は、「営業等所得」の金額を、入居申込書の年間総所得金額欄にご記入ください。
- ③ 年金を受けている方で、他に雑所得が無い方は「公的年金雑所得」の金額を、入居申込書の年間総所得金額欄にご記入ください。

入居申込書

所得の種類	年間総所得金額 (円)
給与	
事業	
年金	

(2) 給与所得者の方（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト）

ア 現在の勤め先へ就職した日が、前年1月1日以前の方
【源泉徴収票がある方】

年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	氏名		(受給者番号)						
	(フリガナ)								
	(役職名)								
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額					
給与・賞与	円	円	円	円					
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
		特定	老人	その他					
有	無	従	従	無	有	無	有	無	有
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(適用) 住宅借入金等特別控除可能額		円 国民年金保険料等の金額			円		円		
円		円			円		円		

所得の種類	年間総所得金額 (円)
給与	

この金額が所得金額になります。
入居申込書の年間所得金額欄にご記入ください

【源泉徴収票がない方】

前年1月から12月までの税込支給額を合計した金額が年間総収入金額となります。

次に25頁「収入基準と計算方法」内の【給与所得計算方法】の計算式で、年間総収入金額を所得金額に換算します。

イ 現在の勤め先へ就職した日が、前年1月2日以降の方

給与所得者用 給与等証明書

氏名	現勤務先所在地
生年月日	名称
所属課	職種

(給与の支払は、日ごの目払い)

年月日	課税分給与			控除金額			差引支給額		
	基本給	手当	手当	税金給額	通勤手当	所得税	市区町村民税	社会保険料	円
年									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
小計									
賞与等									
小計									
合計									

上記の者は、年月日付の採用し、または給与等については上記のとおりであることを証明します。

年月日
所在地
名称
代表者氏名
記入担当者氏名

※この表は下は記入しないでおく。

所得	-	控除	×	1/12	=	月額
----	---	----	---	------	---	----

(81頁) 給与等証明書

※給与等証明書は当選後、入居資格審査時にご提出して頂く書類ですが、事前にご用意頂きますと、所得算出に役立ちます。(申込時点では提出は不要です)

次の①、②、③からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

①現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、申込日現在で1年以上経過している方

総支給額が年間総収入金額になります

②現在の勤務先に就職してから申込日現在で1年を経過していない方

$$\frac{\text{総支給額}}{\text{支給月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{年間総収入金額}$$

③現在の勤務先に就職して、申込日現在で1か月を経過していない方

年間総所得金額 = 0円

年間総所得計算方法 ← 年間総収入金額

○年間総収入金額を、25頁「収入基準と計算方法」内の【給与所得計算方法】の計算式で、年間総収入額を所得金額に換算します。

(4) 年金を受けている方

※ 年金の「所得金額」は、支給をうけた金額ではありません。

ア 前年1月1日以前から年金を受けている方

「公的年金等の源泉徴収票」などで確認してください。

【源泉徴収票】の場合

公的年金等の源泉徴収票					
支払を受ける者	住所 または 居所				
	氏名				
	生年月日	年	月	日	
区分	支払金額	源泉徴収税額			
法203条の3第1号適用分	円	円			
法203条の3第2号適用分	円	円			
法203条の3第3号適用分	円	円			
年金の種類別	本人	控除対象配偶者の有無等			
		特別 障害者	その他 障害者	有	無
				老人控除対象 配偶者の有無	有

下段の計算式にあてはめ、所得金額を算出し、入居申込書の年間総所得金額欄にご記入ください。

所得の種類	年間総所得金額 (円)
年金	

イ 前年の1月2日以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

★「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下表で所得金額に換算してください。

【年金所得計算方法】

年齢	年間総収入金額	年間総所得の計算式
① 65歳以上の方	1,100,000円まで	年間総所得金額 = 「0」円
	1,100,001円から 3,299,999円まで	年金の総収入金額 - 1,100,000円 = 年間総所得金額
	3,300,000円から 4,099,999円まで	年金の総収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年間総所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年金の総収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年間総所得金額
② 65歳未満の方	600,000円まで	年間総所得金額 = 「0」円
	600,001円から 1,299,999円まで	年金の総収入金額 - 600,000円 = 年間総所得金額
	1,300,000円から 4,099,999円まで	年金の総収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年間総所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年金の総収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年間総所得金額

所得金額を算出後、入居申込書の年間総所得金額欄にご記入ください。

所得の種類	年間総所得金額 (円)
年金	

第4 入居許可

資格審査で合格された方には、^{うけしょ}請書、入居者決定通知書、敷金納付書及び入居説明会の開催日時等の通知を郵送いたします。

なお、入居にあたりましては、次の点に留意してください。

- (1) ^{うけしょ}請書（賃貸借契約書にかわるもの）を作成していただきます。
- (2) **緊急連絡先** 緊急の場合、連絡のつく方1名をお届けください。
- (3) **敷金**として、**家賃の3か月分**の金額を納付し、領収書を説明会に持参していただきます。
※ 敷金の領収書を確認して、鍵をお渡しします。
敷金を一括納入できない場合、収入等の状況により、敷金の減免制度や徴収猶予の制度が利用できる場合がありますので、敷金の納付期限までに千葉市住宅整備課へご相談ください。
- (4) **入居**は入居可能日通知書に記載の**入居可能日から10日以内**に入居していただきます。（入居していない事実及び虚偽・不正入居が確認されると、入居許可の取り消しとなります。）
- (5) **市営住宅入居に係る初期費用等について**
市営住宅の入居にあたっては、主なものとして下記の初期費用が必要となります。あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。

初期費用

敷金	家賃の3か月分
引越費用	2万円～10万円程度(※1)
網戸設置(※2)	1万円程度/枚
カーテンレール設置	1万円程度/本(※2)
固定電話引込	1万円程度(※3)

- ※1 金額は、業者委託により実施した場合の日安金額です。
引越条件・引越時期により実際の金額は異なる場合があります。
業者の斡旋は行っていませんので入居者各自で業者の手配をしてください。
- ※2 一部の住戸では、前入居者が設置した網戸・カーテンレールが、入居時に設置済となっております。
入居にあたり引き続きご利用いただくことは可能ですが、網戸・カーテンレールの修繕や変更等が必要となった場合には、入居者の負担で行っていただきますようお願いいたします。
入居時に網戸・カーテンレールが設置されていない場合、必要に応じて入居者の負担で設置してください。
また、退去する際には、網戸・カーテンレールを除き入居者で設置したものについては、全て撤去いただきます。
- ※3 固定電話を使用しない方は工事不要です。

2 市営住宅一覧表

※ 申込みの際は、別紙「空家募集住宅一覧表」から希望する住宅を選んでください。
(なお、一部、間取りを掲載していない住宅があります。)

【設備に関する注意事項】

- (1) 網戸 市営住宅では網戸は設置しておりませんので、設置する場合は入居者負担となります。
- (2) カーテンレール等 カーテンレール・電話線(モジュージャック)が設置されていない住宅に設置する場合は入居者負担となります。

※ 一部の住戸では、前入居者が設置した網戸・カーテンレールが、入居時に設置済となっております。

入居にあたり引き続きご利用いただくことは可能ですが、網戸・カーテンレールの修繕や変更等が必要となった場合には、入居者の負担で行っていただきますようお願いいたします。

入居時に網戸・カーテンレールが設置されていない場合、必要に応じて入居者の負担で設置してください。

また、退去する際には、網戸・カーテンレールを除き入居者で設置したものについては、全て撤去いただきます。

中央区

団地名	構造	竣工年度	目的	間取図番号	間取り	和室(帖)	洋室(帖)	面積(m ²)	戸数	所在地・交通の便	間取図掲載頁
松ヶ丘町	中耐3階建	H8	一般	0501	2LDK	6.0	5.1	59.5	4	松ヶ丘町148番地 JR千葉駅から 鎌取、誉田駅行きバス20分 松ヶ丘下車 徒歩2分	49
				0502	3LDK	6.0	4.0/5.6	67.0	15		
			老人	0503	1LDK	6.0		50.6	1		
				0501	2LDK	6.0	5.1	59.5	1		
				0502	3LDK	6.0	4.0/5.6	67.0	1		
			車椅子	0504	2LDK		4.4/7.9	67.0	1		
			多家族	0505	4LDK	6.0	3.9/4.0/5.6	75.9	1		
星久喜町第1	中耐3階建	H11	一般	0601	2LDK	7.5	5.7	58.8	34	星久喜町1210番地 JR千葉駅から 鎌取、誉田駅行きバス20分 松ヶ丘下車 徒歩2分	50
				0602	3LDK	4.5	4.8/7.6	68.2	51		
			老人	0603	2DK	6.0	4.5	48.3	12		
				0601	2LDK	7.5	5.7	58.8	5		
				0602	3LDK	4.5	4.8/7.6	68.2	6		
			車椅子	0604	2LDK		5.9/7.8	68.1	3		
			多家族	0605	4LDK	6.0	8.0/5.8/4.6	81.1	3		
星久喜町第2	中耐3階建	H15	一般	0701	2DK		6.0/5.0	51.0	11	星久喜町1189番地1 JR千葉駅から 鎌取、誉田駅行きバス20分 松ヶ丘下車 徒歩3分	50 51
				0702	2LDK	8.0	5.0	60.1	6		
				0703	3LDK	6.0	5.0/4.5	69.9	14		
			車椅子	0704	2LDK		8.0/6.0	69.2	1		

団地名	構造	竣工年度	目的	間取図番号	間取り	和室(帖)	洋室(帖)	面積(m ²)	戸数	所在地・交通の便	間取図掲載頁
仁戸名町	高耐6階建(1棟)	H17	一般	1201	2DK	6.0	5.8	50.0	9	仁戸名町712番地の2 JR千葉駅から 鎌取、誉田駅行きバス40分 千葉南高校下車 徒歩2分	51
				1202	3LDK	6.0	6.4/7.7	68.5	20		
			車椅子	1203	2LDK		7.8/6.7	68.3	4		
	中耐3階建(2棟)	H17	一般	1201	2DK	6.0	5.8	50.0	7		
				1204	3LDK	6.0	6.9/5.5	74.1	4		
			シルバー	1205	1LDK	6.3		39.2	4		
	低耐2階建(3棟)	H18	シルバー	1201	2DK	6.0	5.8	50.0	4		
				1205	1LDK	6.3		39.2	16		
	中耐5階建(4棟)	H18	一般	1206	2LDK	6.0	6.1	58.4	23		
				1207	3LDK	7.2	6.3/5.9	68.6	20		
シルバー			1206	2LDK	6.0	6.1	58.4	2			
白旗	中耐4階建	S34(1棟)	一般	1401	2DK	6.0/4.5		40.8	6	白旗1丁目2・3番 JR千葉駅から 大巖寺行きバス20分 蘇我病院前下車 徒歩1分	52
				1402	2DK	6.0/4.5		44.1	6		
			老人	1403	1K	6.0		28.3	6		
		S35(2棟)	改良一般	1401	2DK	6.0/4.5		40.8	6		
				1402	2DK	6.0/4.5		44.1	6		
			改良老人	1403	1K	6.0		28.3	6		
		S36(3・4棟)	改良一般	1401	2DK	6.0/4.5		40.8	12		
				1402	2DK	6.0/4.5		44.1	12		
			改良老人	1404	3DK	6.0/6.0	4.5	56.6	3		
				1403	1K	6.0		28.3	14		
		S37(5-8棟)	改良一般	1401	2DK	6.0/4.5		40.8	24		
				1402	2DK	6.0/4.5		44.1	24		
			改良老人	1403	1K	6.0		28.3	24		
		S38(10-12棟)	改良一般	1401	2DK	6.0/4.5		40.8	18		
				1402	2DK	6.0/4.5		44.1	18		
			改良老人	1404	3DK	6.0/6.0	4.5	56.6	6		
1403	1K			6.0		28.3	22				
S39(9・13-15棟)	改良一般	1401	2DK	6.0/4.5		40.8	24				
		1402	2DK	6.0/4.5		44.1	24				
	改良老人	1404	3DK	6.0/6.0	4.5	56.6	12				
		1403	1K	6.0		28.3	32				
南町	中耐3階建	改良一般	S37	1501	2K	6.0/4.5		28.3	54	南町3丁目19・21番 JR千葉駅から イオンおゆみのSC行き バス20分 蘇我中下車 徒歩1分	52
			S38	1501	2K	6.0/4.5		28.3	36		
		一般	S39	1501	2K	6.0/4.5		28.3	18		
浜野	中耐4階建	S56	一般	4101	3DK	6.0/6.0/4.5		57.1	48	浜野町115番地 JR浜野駅から 喜多行きバス6分 印刷団地下車 徒歩6分	52

団地名	構造	竣工年度	目的	間取図番号	間取り	和室(帖)	洋室(帖)	面積(m ²)	戸数	所在地・交通の便	間取図掲載頁
千種町	中耐3階建	H6	一般	5001	3DK	6.0/4.5	6.0	63.2	8	千種町354番地の2 JR 稲毛駅から こてはし台団地行きバス26分 大日町入口下車 徒歩5分	53
				5002	3DK	6.0/6.0	6.0	66.0	12		
			老人	5001	3DK	6.0/4.5	6.0	63.2	4		
宮野木町第2	中耐3階建	H29	一般	1701	1DK		8.4	32.7	12	宮野木台3丁目2番1号 JR 新検見川駅から さつきが丘団地行きバス7分 畑町東下車 徒歩3分	53 ~ 54
				1702	1LDK	6.9		38.7	11		
				1702	1LDK		6.2	38.7	14		
				1703	2DK	6.9	6.0	50.1	8		
				1703	2DK		6.0/6.9	50.1	9		
				1704	2LDK	6.9	7.2	54.9	6		
				1704	2LDK		7.2/6.9	54.9	6		
				1705	3LDK	6.3	5.5/4.9	69.6	1		
			1705	3LDK		5.5/4.9/6.3	69.6	2			
			車椅子	1706	1LDK		6.4	53.6	2		
1707	2LDK			7.1/6.4	66.7	3					



団地名	構造	竣工年度	目的	間取図番号	間取り	和室(帖)	洋室(帖)	面積(m ²)	戸数	所在地・交通の便	間取図掲載頁
轟町第1	高耐12階建	H5 (1棟)	一般	0101	3DK	6.0/5.0	5.0	64.7	22	轟町2丁目8番 JR西千葉駅から 徒歩15分 または草野車庫行きバス5分 轟町2丁目下車 徒歩4分	55 } 56
				0102	3DK	6.0/6.0	5.6	68.0	35		
				0103	3LDK	6.0/5.0	5.0	64.4	34		
				0104	3LDK	6.0/6.0	5.6	67.7	27		
				0105	4DK	6.0	4.3/4.7/5.2	65.1	19		
				0106	4DK	6.0	4.7/4.8/5.7	68.4	15		
		車椅子	0107	2LDK	6.0	7.0	64.5	2			
		H8 (2棟)	一般	0108	1DK	6.0		39.2	12		
				0109	2LDK	6.0	6.2	61.3	39		
				0110	3LDK	6.0	4.0/4.8	67.7	112		
			老人	0109	2LDK	6.0	6.2	61.3	2		
				0110	3LDK	6.0	4.0/4.8	67.7	2		
車椅子	0111			2LDK	6.0	5.7	67.4	2			
多家族	0112	4LDK	6.0	4.2/4.4/5.0	74.9	15					
轟町第2	中耐3階建	H8	一般	0201	2LDK	6.0	4.8	56.6	4	轟町1丁目15番6号 JR西千葉駅から 徒歩15分 または千草台団地行きバス5分 東高校下車 徒歩5分	56
				0202	3LDK	4.5/6.0	5.3	67.0	10		
			老人	0201	2LDK	6.0	4.8	56.6	2		
				0202	3LDK	4.5/6.0	5.3	67.0	1		
車椅子	0203	2LDK	6.0	5.7	66.4	1					
天台	高耐6階建	H13	一般	0301	2DK	7.5	4.4	50.8	12	天台1丁目6番21号 千葉都市モノレール天台駅から 徒歩1分	56 } 57
				0302	2LDK	7.5	5.1	58.0	6		
				0303	3LDK	7.5	6.4/4.7	70.6	13		
			老人	0302	2LDK	7.5	5.1	58.0	2		
				0303	3LDK	7.5	6.4/4.7	70.6	1		
車椅子	0304	2LDK		7.6/6.0	71.5	1					
宮野木町第1	中耐3階建	H20 } H21 (1~3棟)	一般	1601	1LDK		4.2	41.4	18	宮野木町969番地 JR稲毛駅から平和交通本 社行きバス20分 宮野木公園下車 徒歩5分 またはさつきが丘団地行き バス11分 五反田下車 徒歩3分	57 } 58
				1602	2DK	6.1	5.0	51.2	39		
				1603	2LDK	7.4	4.9	58.2	27		
				1604	3LDK	6.9	5.6/5.0	71.7	26		
				車椅子	1605	2LDK		8.5/6.0	71.8		
		H26 (4~5棟)	一般	1606	1LDK		6.4	39.4	12		
				1607	1LDK	6.4		39.4	9		
				1608	2DK		5.7/6.5	49.4	15		
				1609	2DK	6.5	5.7	49.4	15		
				1610	2LDK		6.1/8.1	56.5	12		
				1611	2LDK	8.1	6.1	56.5	12		
				1612	3LDK		6.4/4.6/7.2	68.8	15		
				1613	3LDK	7.2	6.4/4.6	68.8	16		
				車椅子	1614	2LDK		6.6/8.8	68.9		
小中台富士見	中耐4階建	S49	一般	3401	3K	6.0/4.5	3.0	47.0	40	小中台9丁目20番 JR稲毛駅から京成団地行き バス7分 市立高校下車 徒歩5分	58
	中耐3階建		改良一般	3402	3DK	6.0/4.5	3.0	43.6	12		

団地名	構造	竣工年度	目的	間取図番号	間取り	和室(帖)	洋室(帖)	面積(m ²)	戸数	所在地・交通の便	間取図掲載頁	
小倉台	中耐4階建	S40	一般	1801	2DK	6.0/4.5		37.2	32	小倉台4丁目1番 千葉都市モノレール小倉台駅から 徒歩5分 JR千葉駅から 小倉台団地經由御成台車庫行きバス25分 小倉台1丁目下車 徒歩1分	59 60	
				1802	1DK		8.3	36.4	16			
	1803			1LDK	7.7		39.4	15				
	1803			1LDK		7.7	39.4	18				
	1804			2DK	6.1	7.5	48.4	15				
	1804			2DK		6.1/7.5	48.4	12				
	1805			2LDK	7.3	6.6	56.0	7				
	1805			2LDK		7.3/6.6	56.0	7				
	1806			3LDK	7.3	6.2/7.3	67.1	2				
	1806			3LDK		7.3/6.2/7.3	67.1	2				
千城台第1	中耐4階建	S41	一般	2101	2DK	6.0/4.5		37.2	48	千城台北1丁目3番 千葉都市モノレール千城台北駅から 徒歩1分 JR千葉駅から 小倉台団地經由御成台車庫行きバス30分 千城台北駅下車 徒歩1分	60	
		S42		2101	2DK	6.0/4.5		37.2	64			
千城台第2	中耐4階建	S42	一般	2201	2K	6.0/4.5		35.8	32	千城台西2丁目17番 千葉都市モノレール千城台駅から 徒歩15分 JR千葉駅から 都町中通り經由御成台車庫行きバス30分 公営住宅下車 徒歩1分	60	
				2101	2DK	6.0/4.5		37.2	32			
		S43		2201	2K	6.0/4.5		35.7	48			
				2101	2DK	6.0/4.5		37.2	64			
		S44		2201	2K	6.0/4.5		34.7	48			
千城台第3	中耐4階建	S44	一般	2301	2K	6.0/4.5		34.7	24	千城台南2丁目4番 千葉都市モノレール千城台駅から 徒歩15分 JR千葉駅から 都町中通り經由御成台車庫行きバス30分 南3丁目下車 徒歩1分	60	
				2302	2DK	6.0/4.5		37.2	96			
		S45		2303	2DK	6.0/6.0		40.2	152			
千城台第4	中耐4階建	S45	一般	2401	2DK	6.0/4.5		36.8	72	千城台南3丁目2番 千葉都市モノレール千城台駅から 徒歩20分 JR千葉駅から都町中通り經由御成台車庫行きバス30分 南3丁目下車 徒歩1分	61	
				2401	2DK	6.0/4.5		36.8	72			
		S46		2402	2DK	6.0/6.0		40.3	24			
				2403	3DK	6.0/4.5	3.0	41.7	24			
千城台第5	中耐4階建	S46	一般	2501	2DK	6.0/6.0		40.3	128	千城台東3丁目16、17番 千葉都市モノレール千城台駅から 徒歩20分 JR千葉駅からはおじろ台經由千城台車庫行きバス40分 市営住宅下車 徒歩1分	61	
				2502	3DK	6.0/4.5	3.0	41.7	32			
		S47		2503	2DK	6.0/4.5		39.5	48			
				2504	3DK	6.0/4.5	3.0	41.9	128			
		S48		2504	3DK	6.0/4.5	3.0	41.9	24			
千城台第7	中耐5階建	S47	一般	3001	3DK	6.0/4.5	3.0	41.4	120	千城台東4丁目19番 千葉都市モノレール千城台駅から 徒歩25分 JR千葉駅から千城台車庫行きバス40分 東3丁目下車 徒歩5分	61	
		S48		3001	3DK	6.0/4.5	3.0	41.4	70			
貝塚	中耐4階建 中耐5階建	S59	一般	4401	3DK	6.0/6.0/4.5		57.3	34	貝塚町556番地の1 JR千葉駅から小倉台団地經由御成台車庫行きバス15分 坂下下車 徒歩1分	62	
				4402	3DK	6.0/6.0/6.0		65.5	44			
				老人	4401	3DK	6.0/6.0/4.5		57.3			4
				車椅子	4403	2LDK	6.0	6.0	57.3			2
桜木町第2	中耐3階建	H元	一般	4801	3DK	6.0/4.5	6.0	59.4	58	桜木2丁目24番 JR千葉駅から千城台車庫行きバス20分 加曾利中入口下車 徒歩6分	62	
				4802	3DK	6.0/6.0	6.0	62.0	30			
				老人	4801	3DK	6.0/4.5	6.0	59.4			6
				車椅子	4803	2LDK	6.0/4.5	6.0	59.4			2

団地名	構造	竣工年度	目的	間取図番号	間取り	和室(帖)	洋室(帖)	面積(m ²)	戸数	所在地・交通の便	間取図掲載頁
西下田	中耐3階建	H12 (1・2棟)	一般	5201	2LDK	6.0	7.2	58.2	10	御成台2丁目1番地 千葉都市モノレール千城台駅 から御成台行きバス5分 清爽の街下車 徒歩1分	62 ～ 63
				5202	2LDK	7.5	6.5	58.5	2		
				5203	3LDK	6.0	5.4/4.4	66.6	41		
			老人	5204	2DK	6.0	5.2	49.0	6		
				5201	2LDK	6.0	7.2	58.2	2		
				5202	2LDK	7.5	6.5	58.5	1		
		H10 (3棟)	一般	5203	3LDK	6.0	5.4/4.4	66.6	4		
				5201	2LDK	6.0	7.2	58.2	9		
				5202	2LDK	7.5	6.5	58.5	2		
			老人	5203	3LDK	6.0	5.4/4.4	66.6	8		
				5204	2DK	6.0	5.2	49.0	3		
				5202	2LDK	7.5	6.5	58.5	1		
		H11 (4棟)	一般	5203	3LDK	6.0	5.4/4.4	66.6	1		
				5201	2LDK	6.0	7.2	58.2	2		
				5202	2LDK	7.5	6.5	58.5	4		
			老人	5203	3LDK	6.0	5.4/4.4	66.6	19		
				5204	2DK	6.0	5.2	49.0	3		
				5201	2LDK	6.0	7.2	58.2	1		
			車椅子	5202	2LDK	7.5	6.5	58.5	2		
				5203	3LDK	6.0	5.4/4.4	66.6	1		
		貝塚第2	中耐5階建	H14	一般	5205	2LDK	6.0	5.4		
5301	2DK					6.0	6.0	58.3	2		
5302	2LDK					7.5	7.0	58.3	36		
5303	2LDK					7.0	6.0	68.0	2		
老人	5304				3LDK	7.5	6.0/5.0	68.0	36		
	5305				1LDK	7.0		49.0	10		
車椅子	5306			2DK	7.5	6.0	49.1	10			
	5307			2DK		7.5/5.5	59.1	2			
桜木町	中耐3階建	H28	一般	5308	2LDK		7.5/6.0	68.4	2	桜木4丁目3番 JR千葉駅から道場・市営霊園 經由御成台車庫行きバス22分 貝塚中学校入口下車 徒歩5分	64 ～ 65
				1301	1DK		7.4	33.8	10		
				1301	1DK		7.4	34.7	2		
				1302	1LDK	6.4		39.7	10		
				1302	1LDK		6.4	39.7	8		
				1302	1LDK		6.4	40.4	3		
				1303	2DK	6.3	6.6	48.3	6		
				1303	2DK		6.3/6.6	48.3	9		
				1303	2DK	6.3	6.6	49.2	2		
				1304	2LDK	6.3	4.8	55.4	2		
				1304	2LDK		6.3/4.8	55.4	2		
				1305	2LDK	7.2	5.0	55.2	3		
				1305	2LDK		7.2/5.0	55.2	3		
				1306	3LDK	6.4	6.4/5.0	67.4	1		
			1306	3LDK		6.4/6.4/5.0	67.4	2			
			車椅子	1307	1LDK		6.9	54.6	2		
1308	2LDK			7.0/6.4	61.8	2					
	1308	2LDK		7.0/6.4	62.5	1					

団地名	構造	竣工年度	目的	間取図番号	間取り	和室(帖)	洋室(帖)	面積(m ²)	戸数	所在地・交通の便	間取図掲載頁	
古市場第1	中耐5階建	S54	一般	3801	3DK	6.0/6.0/4.5		56.8	50	古市場町474番地の195 JR浜野駅から喜多行き バス6分 印刷団地下車 徒歩6分	66	
				3802	3DK	6.0/6.0/6.0		64.1	50			
古市場第2	中耐5階建	S54	一般	4001	3DK	6.0/6.0/6.0		64.1	90	古市場町474番地の98、102 JR浜野駅から喜多行き バス6分 印刷団地下車 徒歩6分	66	
誉田1丁目	中耐3階建	S58	一般	4201	3DK	6.0/6.0/6.0		65.5	18	誉田町1丁目798番地の1 JR鎌取駅から大膳野町行き バス10分 誉田給水所下車 徒歩2分	66	
		S59		4202	3DK	6.0/6.0/4.5		57.1	10			
	中耐4階建	S58	一般	4202	3DK	6.0/6.0/4.5		57.1	72			
				4201	3DK	6.0/6.0/6.0		65.5	72			
			老人	4202	3DK	6.0/6.0/4.5		57.1	4			
				車椅子	4203	2LDK	6.0	6.0	57.1			4
古市場第3	中耐5階建	S59	一般	4301	3DK	6.0/6.0/4.5		57.3	30	古市場町474番地の300 JR浜野駅から喜多行き バス6分 印刷団地下車 徒歩6分	66	
				4302	3DK	6.0/6.0/6.0		65.7	20			
				4301	3DK	6.0/6.0/4.5		57.3	32			
		H2	老人	4302	3DK	6.0/6.0/6.0		65.7	20			
				4301	3DK	6.0/6.0/4.5		57.3	6			
				車椅子	4303	2LDK	6.0	6.0	57.3			2
鎌取	中耐5階建 (1棟)	S60	一般	4501	3DK	6.0/6.0/4.5		57.3	32	鎌取町112番地の23 JR鎌取駅から 徒歩6分	67	
				老人	4501	3DK	6.0/6.0/4.5		57.3			6
				車椅子	4502	2LDK	6.0	6.0	57.3			2
	高耐8階建 (2棟)	S60	一般	4503	3LDK	6.0/6.0	6.0	64.4	88			
				4504	3LDK	6.0/6.0	4.5	61.2	55			
おゆみ野第1	中耐4階建	S61	一般	4601	3DK	6.0/6.0/4.5		57.1	56	おゆみ野5丁目28番地 JR鎌取駅から大膳野町行き バス5分 おゆみ野第1団地下車 徒歩6分	67	
				老人	4601	3DK	6.0/6.0/4.5		57.1			6
				車椅子	4602	2LDK	6.0	6.0	57.3			2
	中耐5階建	S61	一般	4603	3DK	6.0/6.0/6.0		65.7	80			
				老人	4601	3DK	6.0/6.0/4.5		57.3			6
おゆみ野第2	中耐5階建	S62	一般	4701	3DK	6.0/6.0/4.5		57.3	42	おゆみ野6丁目24番地1、2 JR鎌取駅から大膳野町行き バス8分 おゆみ野第2団地下車 徒歩1分	67 68	
				4702	3DK	6.0/6.0/6.0		65.7	60			
			老人	4701	3DK	6.0/6.0/4.5		57.3	6			
				車椅子	4703	2LDK	6.0	6.0	57.3			2
		S63	一般	4701	3DK	6.0/6.0/4.5		57.3	32			
				4702	3DK	6.0/6.0/6.0		65.7	50			
			老人	4701	3DK	6.0/6.0/4.5		57.3	6			
				車椅子	4703	2LDK	6.0	6.0	57.3			2
誉田2丁目	中耐3階建	H3	一般	4901	3DK	6.0/4.5	6.0	59.4	20	誉田町2丁目2番地25、35 JR誉田駅から 徒歩13分	68	
				4902	3DK	6.0/6.0	6.0	62.0	30			
			老人	4901	3DK	6.0/4.5	6.0	59.4	8			
				車椅子	4903	2LDK	6.0/4.5	6.0	59.4			2
誉田2丁目第2	中耐3階建	H8	一般	5101	3DK	6.0/4.5	6.0	63.2	12	誉田町2丁目2番地1462 JR誉田駅から 徒歩15分	68	
				老人	5101	3DK	6.0/4.5	6.0	63.2			4
				車椅子	5102	2LDK	6.0	6.0	63.2			2

団地名	構 造	竣工 年度	目 的	間取図 番 号	間取り	和室(帖)	洋室(帖)	面積 (㎡)	戸数	所在地・交通の便	間取図 掲載頁				
高浜第1	中耐4階建	S49	一 般	3501	3DK	6.0/4.5	3.0	41.9	24	高浜1丁目2番 JR 稲毛海岸駅から JR 稲毛駅行きバス8分 運輸支局入口下車 徒歩2分	69				
				3502	3DK	6.0/4.5	3.0	45.3	152						
		S56	老 人	3503	3DK	6.0/6.0/4.5		58.0	24						
				3503	3DK	6.0/6.0/4.5		58.0	4						
	中耐5階建	S49	一 般	3504	2LDK	6.0	6.0	58.0	4						
				3505	3DK	6.0/6.0/6.0		65.5	24						
高浜第2	中耐5階建	S49	一 般	3601	3DK	6.0/4.5	3.0	46.5	40	高浜1丁目5番 JR 稲毛海岸駅から JR 稲毛駅行きバス7分 市営高浜第2下車 徒歩2分	69 70				
				3602	3DK	6.0/6.0/3.0		51.5	100						
		S50	一 般	3603	3DK	6.0/4.5	4.0	47.6	32						
				3604	3DK	6.0/4.5/4.5		51.1	170						
		S51	老 人	3605	3DK	6.0/4.5	4.0	47.6	8						
				3606	3DK	6.0/4.5/3.0		47.8	32						
		S52	一 般	3604	3DK	6.0/4.5/4.5		51.1	130						
				3607	3DK	6.0/4.5/3.0		47.8	8						
		S54	一 般	3608	3DK	6.0/6.0	4.5	54.3	26						
				3609	2LDK	6.0	6.0	54.3	4						
		高浜第3	中耐5階建	S52	一 般	3701	3DK	6.0/6.0/3.0				51.1	32	高浜4丁目2番 JR 稲毛海岸駅から 徒歩12分 JR 稲毛駅から高浜車庫行き バス10分 高浜消防署下車 徒歩3分	70 71
						3702	3DK	6.0/6.0/4.5				56.8	40		
S53	老 人			3701	3DK	6.0/6.0/3.0		51.1	8						
				3703	3DK	6.0/6.0	4.0	54.3	32						
S53	一 般			3702	3DK	6.0/6.0/4.5		56.8	130						
				3703	3DK	6.0/6.0	4.0	54.3	4						
S54	車椅子			3704	2LDK	6.0	6.0	54.3	4						
				3702	3DK	6.0/6.0/4.5		56.8	16						
S54	一 般	3705	3DK	6.0/6.0/4.5		57.1	20								
		3702	3DK	6.0/6.0/4.5		56.8	4								
高浜第4	中耐5階建	S55	一 般	3901	3DK	6.0/6.0/4.5		57.1	36	高浜1丁目7番 JR 稲毛海岸駅から JR 稲毛駅行きバス6分 県営高浜第3下車 徒歩1分	71				
				3902	3DK	6.0/6.0/4.5		58.0	16						
				3903	3DK	6.0/6.0/6.0		64.1	110						
				3904	3DK	6.0/6.0/4.5		57.1	4						
				3905	2LDK	6.0	4.5	58.0	4						

3 間取り図

※ 一部、間取りを掲載していない住宅があります。

なお、一部和室から洋室に変更している場合もありますので、ご了承ください。

区名	団地名	頁
中央区	松ヶ丘町	49
	星久喜町第1	50
	星久喜町第2	50～51
	仁戸名町	51
	白旗	52
	南町	52
	浜野	52
花見川区	千種町	53
	宮野木町第2	54
稲毛区	轟町第1	55～56
	轟町第2	56
	天台	56～57
	宮野木町第1	57～58
	小中台富士見	58
若葉区	小倉台	59～60
	千城台第1	60
	千城台第2	60
	千城台第3	60
	千城台第4	61
	千城台第5	61
	千城台第7	61
	貝塚	62
	桜木町第2	62
	西下田	62～63
	貝塚第2	63～64
	桜木	64～65
	緑区	古市場第1
古市場第2		66
誉田1丁目		66
古市場第3		66
鎌取		67
おゆみ野第1		67
おゆみ野第2		67～68
誉田2丁目		68
誉田2丁目第2		68
美浜区		高浜第1
	高浜第2	69～70
	高浜第3	70～71
	高浜第4	71

Φ 中央区

0501



0502



0503



0504



0505



第5
所在地等

中央区

0601



0602



0603



0604



0605



0701



0702



0703



第5 市営住宅9号
所在地等
中央区

0704



1201



1202



1203



1204



1205



1206



1207



1401



1402



1403



1404



1501



4101



5001



5002



1701



1702



1703



第5
所在地等
市営住宅の

花見川区

1704



1705



1706



1707



第5 市 所在 等

花見川区

0101



0102



0103



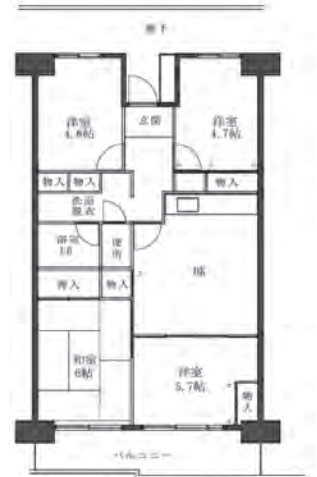
0104



0105



0106



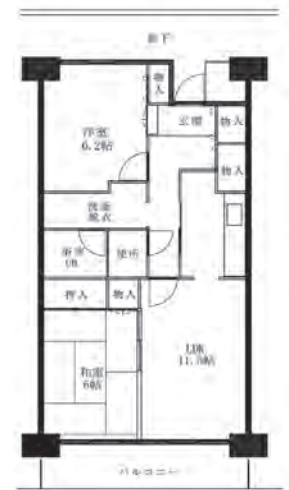
0107



0108



0109



第5
所在地等
の

稲毛区

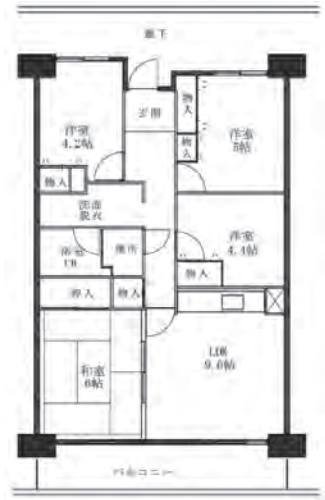
0110



0111



0112



0201



0202



0203



0301



0302



0303



0304



1601



1602



1604



1605



1603



1606



1607



1608



1609



1610



1611



1612



1613



1614



3401



3402



1801



1802



1803



1804



1805



1806



1807



1808



2101



2201



2301



2302



2303



第5 市 所在 等

若葉区

2401



2402



2403



2501



2502



2503



2504



3001



4401



4402



4403



4801



4802



4803



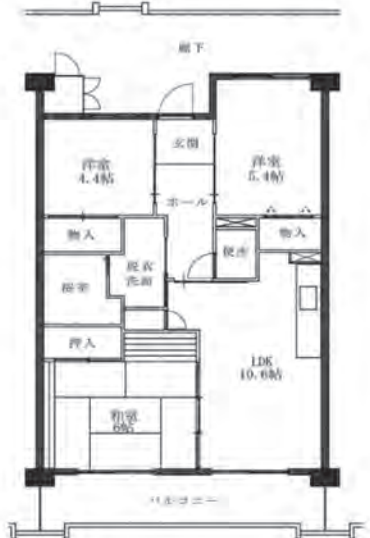
5201



5202



5203



5204



5205



5301



5302



5303



5304



5305



5306



第5 市町村等
所在地等

若葉区

5307



5308



1301



1302



1303



1304



1305



1306



第5市町村等所在地

若葉区

1307



1308





緑

区

3801



3802



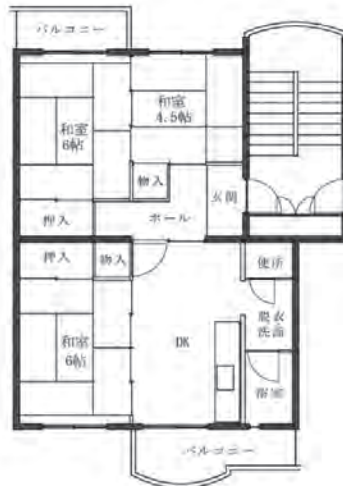
4001



4201



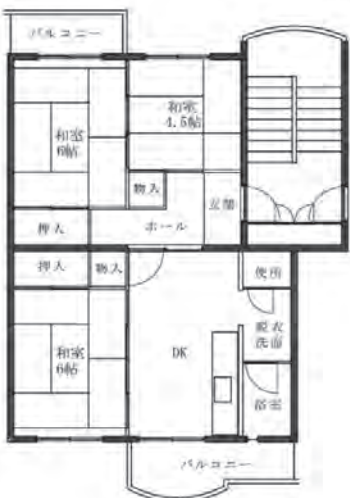
4202



4203



4301



4302



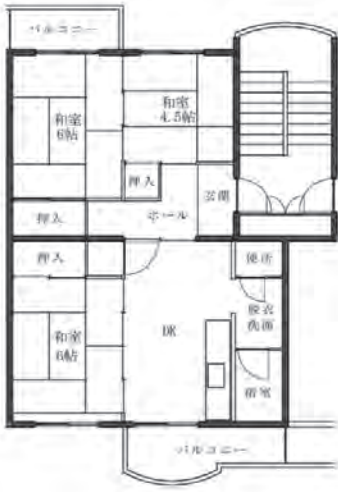
4303



第5
所在
市
S
市

緑
区

4501



4502



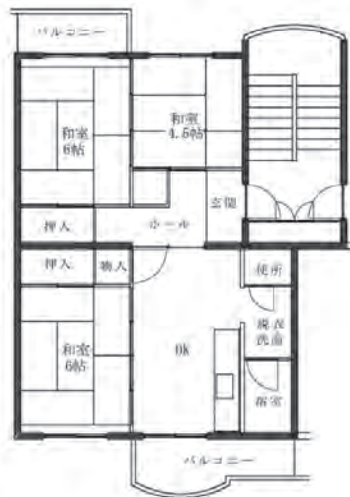
4503



4504



4601



4602



4603



4701



4702



4703



4901



4902



4903



5101



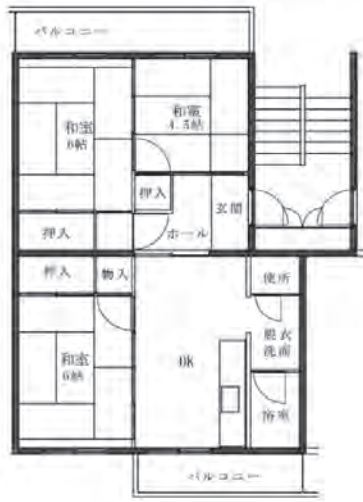
5102



3502



3503



3504



3505



3506



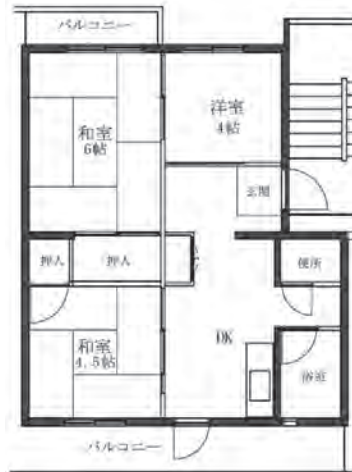
3601



3602



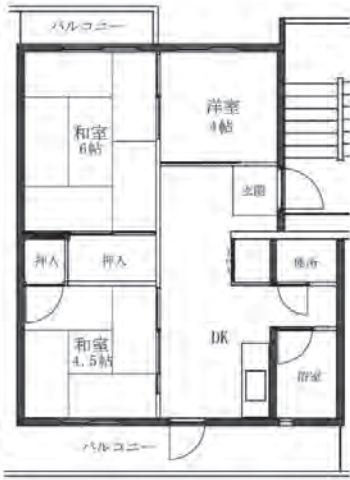
3603



3604



3605



3606



3607



3608



3609



3701



3702



3703



3704



第5市 所在 美滨区

美滨区

3705



3901



3902



3903



3904



3905



申 立 書 (離婚予定の場合)

年 月 日

(あて先)
千葉市住宅供給公社 理事長

住 所 _____

氏 名 _____

このたび、第 期市営空家住宅に入居申込みをするにあたり、

私は、(配偶者氏名) _____ と離婚予定(協議中・調停中)のため、

母子・父子世帯
単 身 _____ で申込みをいたします。

ただし、市営住宅に当選し、入居可能日の前日までに離婚が成立しない場合は、

入居を取消されても異議はありません。

なお、離婚後の姓は () を使用する予定です。

誓 約 書 (自家所有の場合)

年 月 日

(あて先)
千葉市住宅供給公社 理事長

住 所 _____

氏 名 _____

このたび、私は第 期市営空家住宅に入居申込みをしますが、
現在、所有（共有）している住宅が、市及び千葉市住宅供給公社で決められてい
る入居可能日の前日までに所有権の移転登記が完了しなかった場合は、入居資格
のないことを了解し、市営住宅に入居しないことを誓約します。

婚 約 証 明 書

入居申込者 住 所 _____
氏 名 _____
_____ 年 月 日 生

婚 約 者 住 所 _____
氏 名 _____
_____ 年 月 日 生

婚姻後の姓は 夫 妻 の姓を予定

上記両人は _____ 年 _____ 月 _____ 日婚約が成立し、
_____ 年 _____ 月 _____ 日婚姻の予定(住宅決定次第結婚する予定)であることを証明します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

証 明 者 住 所 _____
氏 名 _____
申込者との関係
(_____) _____ 年 _____ 月 _____ 日 生
連絡先名称 _____
電 話 番 号 _____

証 明 者 住 所 _____
氏 名 _____
申込者との関係
(_____) _____ 年 _____ 月 _____ 日 生
連絡先名称 _____
電 話 番 号 _____

- (注) 1. 証明者は2人とする。こと。
2. 証明者と当事者との関係を証明者氏名の下の(_____)内に記入してください。
例 (父) (媒酌人)
3. 不要の文字は抹消してください。

居住証明書

区 分	種 類
(1)居住者氏名	
(2)物件所在地	
(3)名 称 (アパート名等)	
(4)居住形態	賃貸借しています ・ 無償貸借しています 同居中の親族です(続柄) ・ 社員寮です
(5)種類	住宅 ・ アパート ・ 倉庫 ・ 事務所 ・ 工場等 ・ その他 ()
(6)専有面積	㎡
(7)間取り(内訳)	()
(8)使用目的	住 居 ・ その他 ()
(9)階建・階	地 上 階 ・ 階部分
(10)設備(専用)	台 所 (有 ・ 無又は共同)
	便 所 (有 ・ 無又は共同)
	浴 室 (有 ・ 無又は共同)
(11)立退等の依頼	(有 ・ 無) ※有の場合は理由をご記入ください (理由) :

※ 賃貸借の場合は下記もご記入ください。(賃貸借でない場合は必要ありません)

(12)家賃(月額)	円 (共益費等を除く)
(13)契約期間	・ 契約期限あり 自 _____年 _____月 _____日 至 _____年 _____月 _____日
	・ 契約期限の定めなし

年 月 日

上記のとおり居住していることを証明します。

証 明 者

物件所有者・不動産会社・物件管理会社

住 所

氏 名

印

電話番号

※ 事業所得者用

収支証明書(収支明細書)

住所	フリガナ	
事業所所在地	氏名	
業種名	加入団体名	
	電話 ()	
	電話 ()	
	屋号	

1 開始した翌月からの収支を月別に記入のこと

事業等開始年月日	年	月	日
年月	総収入金額	必要経費	所得金額
年月			
年月			
年月			
年月			
年月			
年月			
年月			
年月			
年月			
年月			
年月			
年月			
年月			
合計	円	円	円

2. 収支計算 自 年 月 日 ・ 至 年 月 日

科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	減価償却費 (建物以外)	⑱
期首商品(製品) たな卸高	②		⑳
仕入金 (製品製造原価)	③		㉑
小計(②+③)	④	雑費	㉒
期末商品(製品) たな卸高	⑤	小計	㉓
差引原価(④-⑤)	⑥	差引金額(⑦-⑱)	㉔
差引金額(①-⑥)	⑦	給料賃金	㉕
租税公課	⑧	利子割引料	㉖
荷造運賃	⑨	地代家賃	㉗
水道光熱費	⑩	貸倒金	㉘
旅費交通費	⑪	減価償却費(建物)	㉙
通信費	⑫		㉚
広告宣伝費	⑬	小計	㉛
接待交際費	⑭	経費 I	
損害保険料	⑮	差引金額(⑮-⑳)	㉜
修繕費	⑯	事業専従者控除額	㉝
消耗品費	⑰		(人)
福利厚生費	⑱	所得金額	㉞
		(㉜-㉞)	

※直近の月からご記入下さい。

千葉市住宅供給公社 移転のお知らせ

千葉中央コミュニティセンターの再整備により令和6年7月16日から下記住所へ移転しました。

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング2階・3階
〔千葉銀座通り 1階が「ツルハドラッグ」のビルです〕

最寄り駅

- 千葉都市モノレール(「県庁前」行き)
葭川公園駅 徒歩2分
- JR総武本線 千葉駅 徒歩10分
- 京成千葉線千葉中央駅徒歩6分

重要

移転先事務所には来客用の駐車場がありません。
近隣の時間貸駐車場をご利用いただくか公共交通機関をご利用ください。



広告

広告掲載募集中



暮らしの「困り事」お任せください!

☎ 0120-283-381

お気軽にご相談ください

ベンリー千葉本町店

〒260-0012 千葉市中央区本町2-9-10

ご入居者様向け 家財保険

少額で安心補償!
住まいるパートナー

1つの保険に3つの補償

家財補償

修理費用補償

賠償責任補償

詳細・申込のご案内についてはこちら

【取扱保険代理店】シティモバイル株式会社

☎0120-0606-54

月額換算

約541円

保険料
13,000円(2年間)の場合

【引受保険会社】
アクア少額短期保険株式会社
<https://www.aqua-ins.com/>



入居時に徹底対策

防虫・消毒を

まとめて施工!



ゴキブリ・ダニがでて安心!

駆除1年保証付き! 何回でも呼べる

特別価格 **17,500円** (税別)

☎0120-0606-54

シティモバイル株式会社